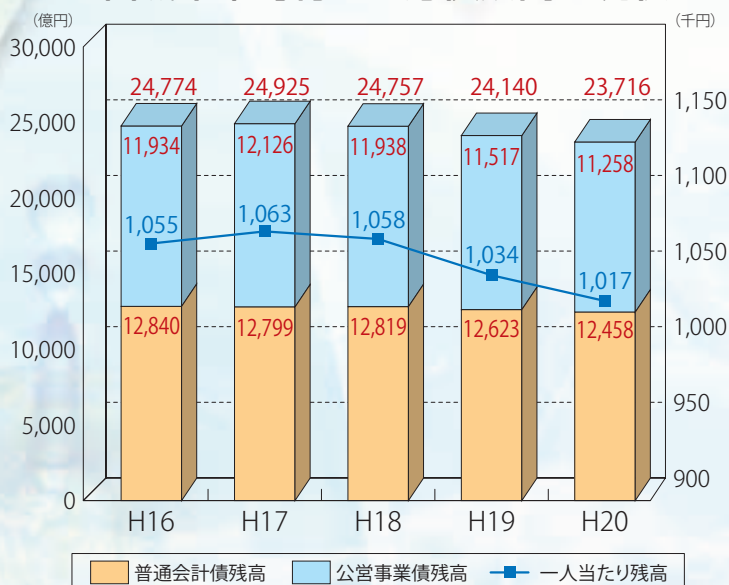


宮城県市町村の地方債残高の現状



平成20年度決算

目で見る市町村財政

あなたのまちの明日を考える

宮城県 総務部 市町村課

ホームページアドレス <http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/zaisi/menu/menu.html>

※ホームページからもご覧いただけます。

も く じ

◆はじめに	1
-------	---

第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計	2
1 決算規模・決算収支	2
2 歳入	4
(1) 歳入構造	4
(2) 自主財源と依存財源	6
(3) 市町村税の構成	7
(4) 地方交付税の概要	9
3 歳出	11
(1) 歳出構造	11
(2) 経費別決算額の推移	13
4 財政構造	15
(1) 経常収支比率の状況	15
(2) 実質公債費比率の状況	16
(3) 将来負担比率の状況	16
(4) 財政力指数の状況	17
(5) 将来にわたる財政負担の推移	18
5 年度間の財源調整	19
(1) 基金の状況	19
(2) 積立金現在高比率	20

第2章 公営企業会計	21
------------	----

第3章 地方公共団体財政健全化法	25
------------------	----

第2部 市町村ごとの財政指標	27
----------------	----

第3部 地方公会計制度	32
-------------	----

◆健全化判断比率等について	34
---------------	----

はじめに

近年の経済情勢を見ますと、世界的な金融危機や急激な消費の冷込みなどにより、失業率が高水準で推移し、デフレによる景気抑制圧力が懸念されるなど、依然として厳しい状況が続いており、地方財政においても、大幅な税収の減少が見込まれ、安定的な財政運営を行うために必要な一般財源の確保に苦慮する状況にあります。

このような中、平成20年度の地方財政の面では、国の補正予算において、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金や地域活性化・生活対策臨時交付金などの経済対策が実施されたところであります。

一方、昨年4月1日から財政健全化法が全面施行され、健全化判断比率等の公表のほか、平成20年度決算から、健全化判断比率等の基準を超えた場合には財政健全化計画等の策定が義務付けられております。併せて、発生主義・複式簿記の考え方を導入した地方公会計制度の整備も要請されており、これが整備されれば、ストック情報を活用した財政分析を行うことも可能となります。

今後、地方公共団体は、自らの権限と責任において、より一層透明性の高い、規律を持った財政運営を行う必要があり、そのためには、単に義務付けられた財政指標を公表するだけでなく、住民の理解を得られるよう、その構成要素の意義や分析方法などを分かり易く説明するなど、説明責任を果たしていくことも重要となっております。

本書は、平成20年度の県内市町村の決算状況を指標にまとめ、グラフや用語解説を加えて、財務情報の全体像を掴めるものにしております。あなたのまちの財政の実態を把握され、明日のまちづくりを考える際の一助としていただければ幸いです。

平成22年3月

宮城県総務部市町村課長 池田敬之

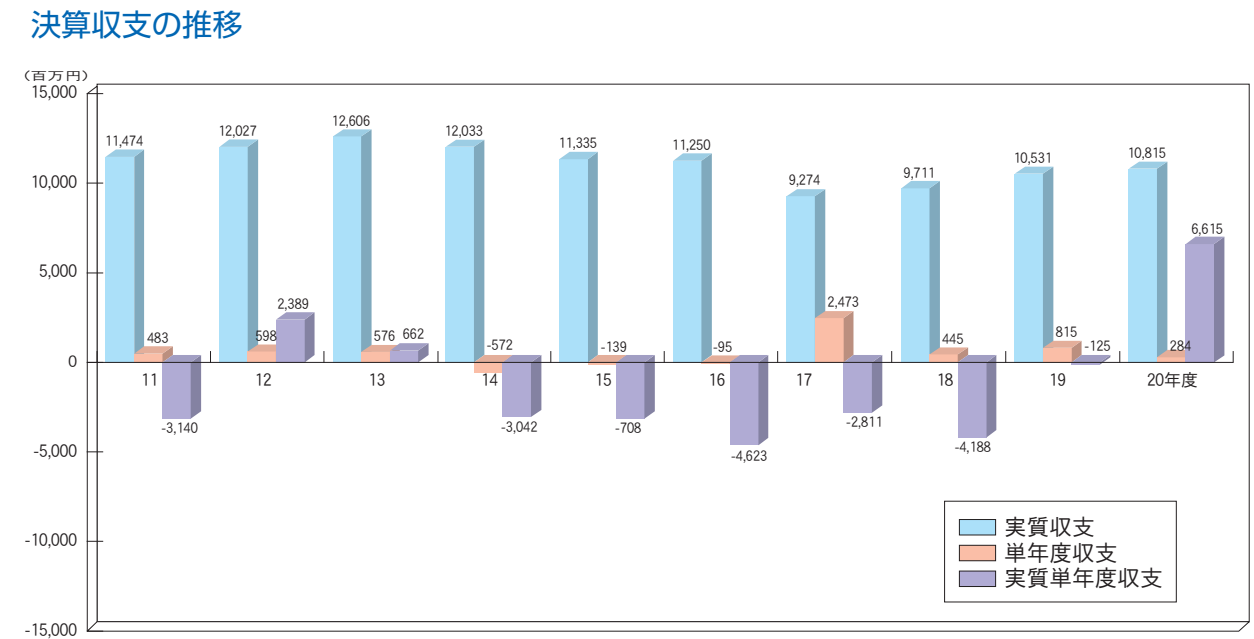
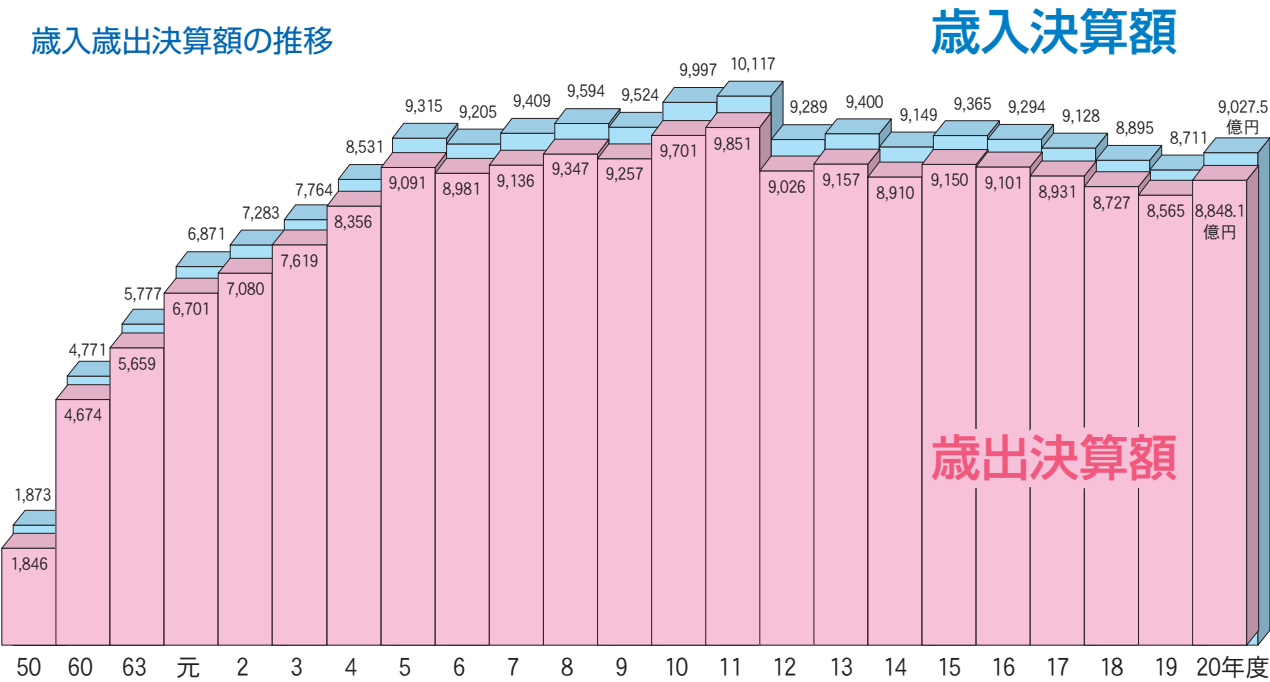
第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計

1 決算規模・決算収支

平成20年度の県内市町村の普通会計決算額は、歳入が9,027.5億円、歳出が8,848.1億円で、歳入・歳出ともに5年ぶりに増加しています。

実質収支は108.2億円の黒字となり、赤字の団体は昨年度に引き続きありませんでした。単年度収支は2.8億円の黒字となり、赤字団体は36団体中17団体でした（前年度は14団体）。実質単年度収支は、66.2億円と7年ぶりに黒字となり、赤字団体は36団体中19団体でした（前年度は24団体）。



市町村別普通会計決算収支の状況

平成20年度

(単位：百万円)

市町村名	歳入総額	歳出総額	形式収支	実質収支	単年度収支	実質単年度収支
仙台市	411,023	407,602	3,420	664	78	7,263
石巻市	57,655	57,124	531	361	-166	-773
塩竈市	19,422	18,987	435	373	-172	-292
気仙沼市	21,430	20,898	532	420	5	131
白石市	14,485	14,071	414	384	-139	-184
名取市	27,536	27,045	491	421	-8	-199
角田市	11,643	11,291	352	308	6	-185
多賀城市	18,066	17,686	380	271	94	98
岩沼市	14,506	13,950	556	513	-12	2
登米市	43,657	41,946	1,711	996	395	-122
栗原市	44,501	42,837	1,665	1,077	362	71
東松島市	14,069	13,770	299	191	-78	-60
大崎市	51,087	50,446	642	484	-68	482
市計	749,081	737,653	11,428	6,462	295	6,233
蔵王町	5,145	4,994	151	126	-53	-76
七ヶ宿町	2,122	2,064	58	38	-17	51
大河原町	6,520	6,305	214	198	-51	-39
村田町	4,891	4,722	170	130	7	-19
柴田町	9,872	9,693	179	164	100	123
川崎町	4,514	4,066	448	229	2	3
丸森町	7,824	7,515	309	263	-4	63
亘理町	8,874	8,467	407	321	50	-44
山元町	5,299	5,040	259	218	-67	-129
松島町	5,311	5,110	202	158	35	-8
七ヶ浜町	5,482	5,211	271	190	3	69
利府町	8,658	8,485	173	154	-64	1
大和町	8,732	8,205	527	352	54	77
大郷町	4,056	3,838	218	187	37	12
富谷町	9,577	8,837	740	345	9	334
大衡村	4,860	4,551	310	200	-3	-61
色麻町	3,951	3,802	149	148	-21	-61
加美町	12,670	12,417	253	212	-85	-138
涌谷町	6,224	6,112	112	93	7	51
美里町	9,331	9,121	210	147	14	-128
女川町	6,605	6,190	415	228	38	453
本吉町	5,489	5,077	412	67	-2	-98
南三陸町	7,660	7,336	325	181	0	-55
町村計	153,668	147,159	6,510	4,352	-11	382
県計(仙台市含)	902,749	884,811	17,938	10,815	284	6,615
県計(仙台市除)	491,726	477,209	14,517	10,151	206	-648

用語解説

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額をいいます。

実質収支

その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを見るための指標で、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源(事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など)を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支には、その年度以前から累積された赤字や黒字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の赤字・黒字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があり、この数値を単年度収支といいます。

実質単年度収支

単年度収支には、長期的に見て、実質的な黒字要素・赤字要素となる支出・収入が含まれています。

例えば財政調整基金という基金への繰出しは将来の赤字に備えて積立を行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度としては大きな支出になりますが、後々の地方債償還に係る利息を削減することができるなど、長期的には支出を削減する効果があります。これらの要素がなかったと仮定して算出した収支を実質単年度収支といいます。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

※上表は端数処理により、合計と一致しない場合があります。

普通会計

市町村など地方公共団体の会計は一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一様ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計などがあります。

2 歳 入

(1) 歳入構造

平成20年度の歳入は9,027.5億円で、前年度（8,711.4億円）に対して316.1億円（3.6％）の増加となりました。

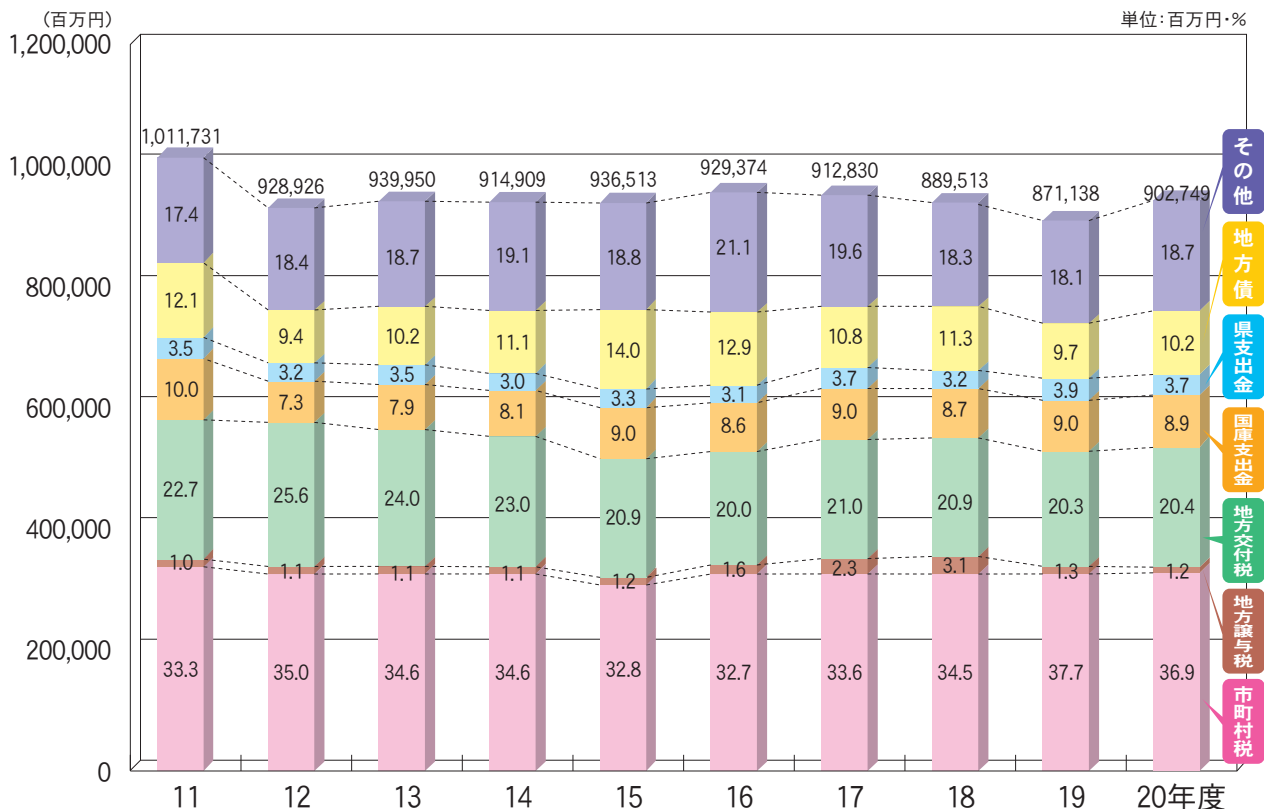
歳入が増加した原因については、繰入金や地方債、地方交付税、地方税などの増加額が、繰越金や地方譲与税などの減少額を上回ったことが挙げられます。

繰入金については、基金からの繰入が増加したことにより、前年度と比較して179.7億円（71.2％）の増加となりました。

また、地方債については、退職手当債、一般単独事業債が増加したことにより、前年度と比較して79.2億円（9.4％）の増加となりました。

一方、地方譲与税については地方道路譲与税の減少により、前年度と比較して4.2億円（3.8％）の減少となりました。

歳入構成比の推移



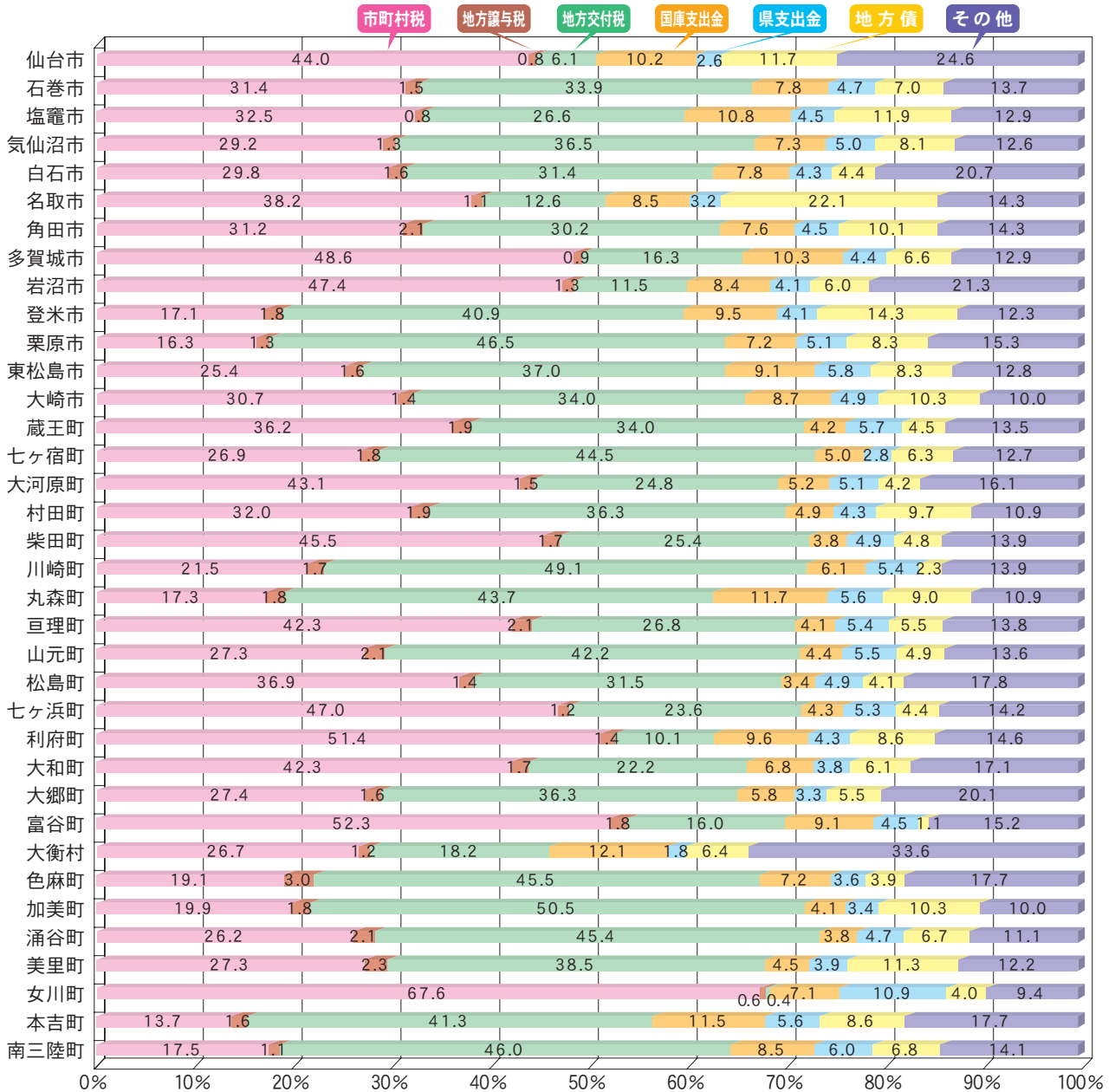
用語解説

地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

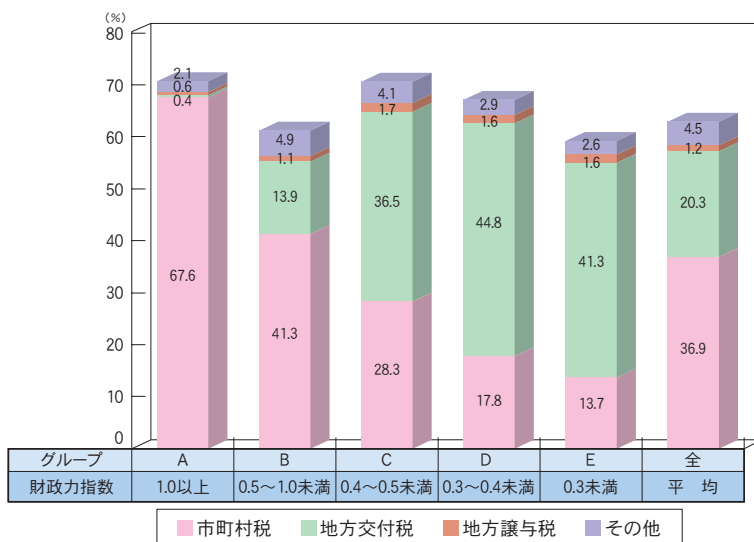
地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、たとえば生活保護などは、地域の経済力に差があるとしても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っており、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「特別交付税」の2つがあります。

地方債 地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるもので、いわば「地方公共団体の借金」です。

市町村別歳入構成比（平成20年度）



歳入のうち一般財源に占める割合（平成20年度）



◎グループ別の該当団体

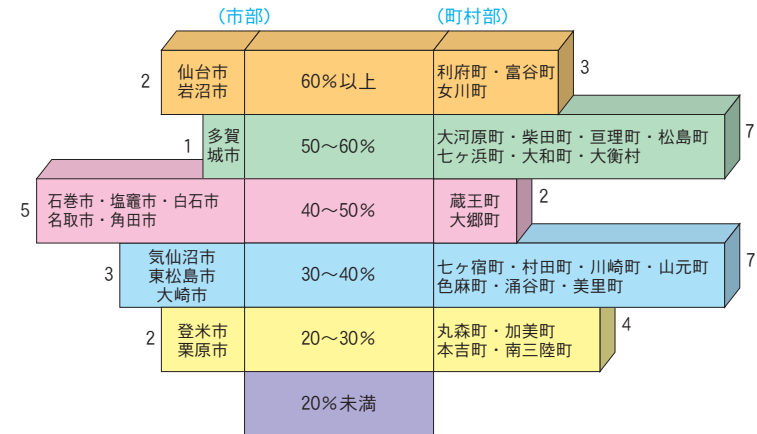
- A 女川町
- B 仙台市・石巻市・塩竈市・名取市
角田市・多賀城市・岩沼市・大崎市
蔵王町・大河原町・柴田町・亘理町
松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町
富谷町・大衡村
- C 気仙沼市・白石市・東松島市・七ヶ宿町
村田町・山元町・大郷町・美里町
- D 登米市・栗原市・川崎町・丸森町
色麻町・加美町・涌谷町・南三陸町
- E 本吉町

(2) 自主財源と依存財源

市町村の財源は、自主財源（地方税など自主的に収入する財源）と依存財源（地方交付税など、国または都道府県から交付される収入）に分けられ、自主財源の多寡は市町村の財政運営の自主性、安定性に影響を与えます。

自主財源が財源全体に占める割合は、前年度50.9%より0.2ポイント増加し51.1%となりました。これは繰入金や地方税が増加したこと等によるものです。

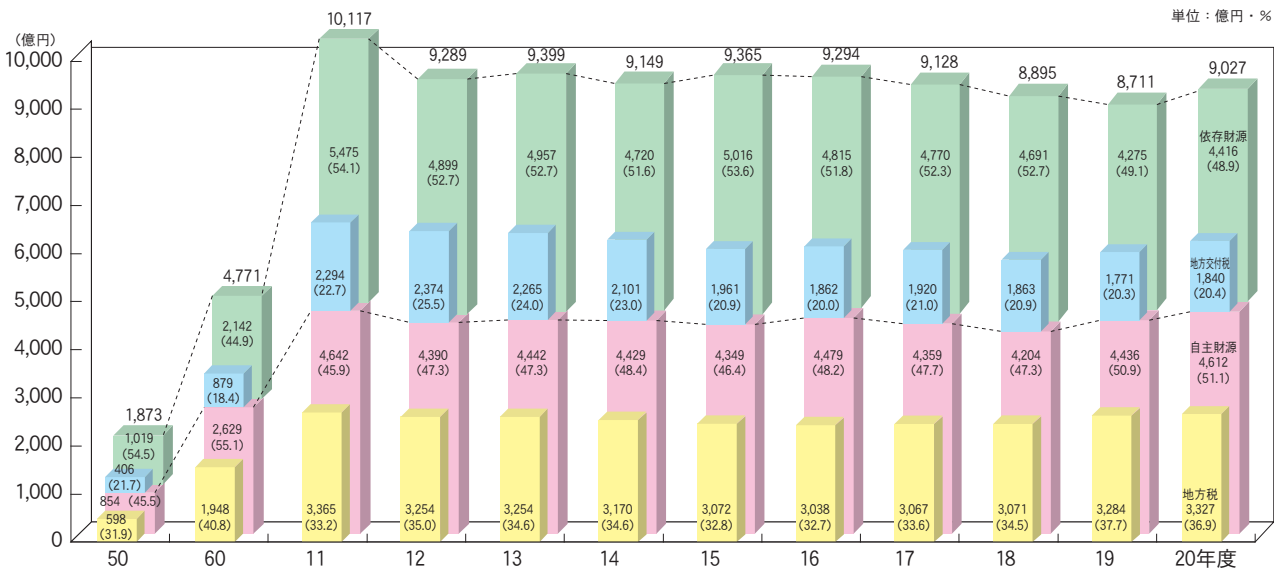
自主財源の割合別団体数（平成20年度）



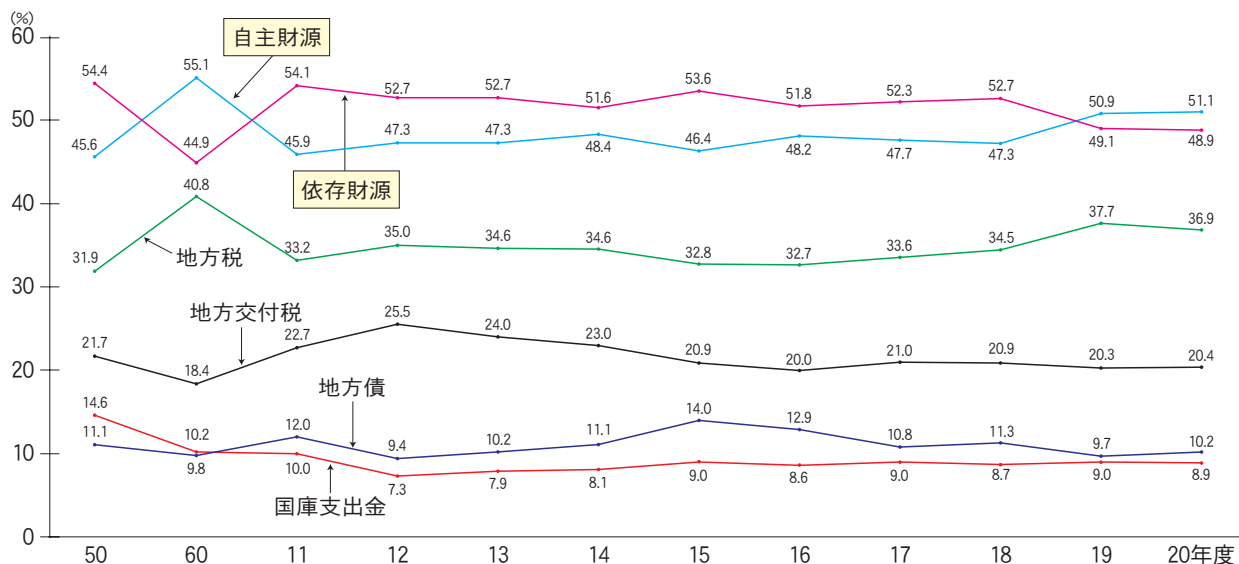
自主財源

地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の構成

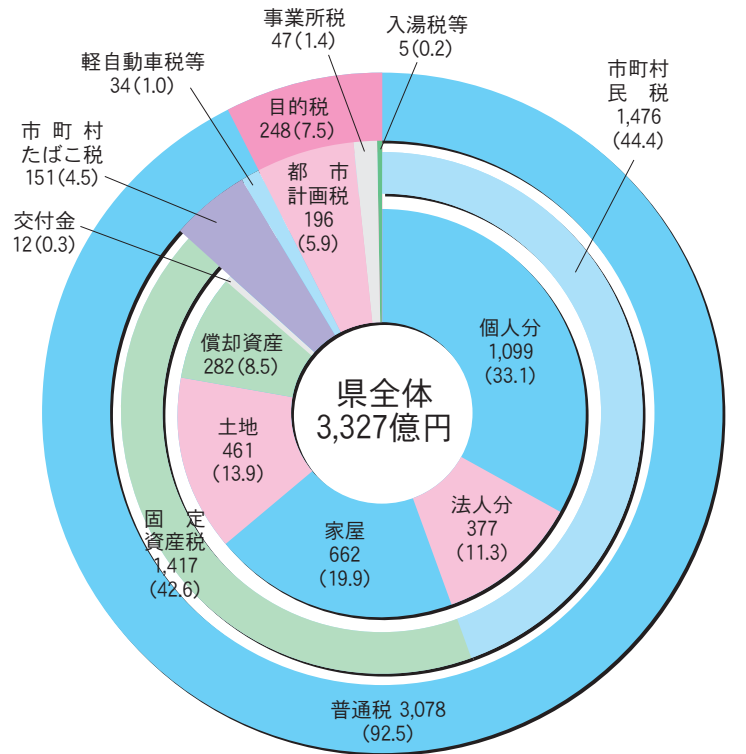
平成20年度の市町村税収入済額は、3,326.6億円と前年度から1.3%増加しました。

税目別に見ると、構成割合が第1位の市町村民税（44.4%）は前年度比1.0%増となりました。これは税収の大きい所得割が税源移譲の影響により0.8%上回ったことによるものです。

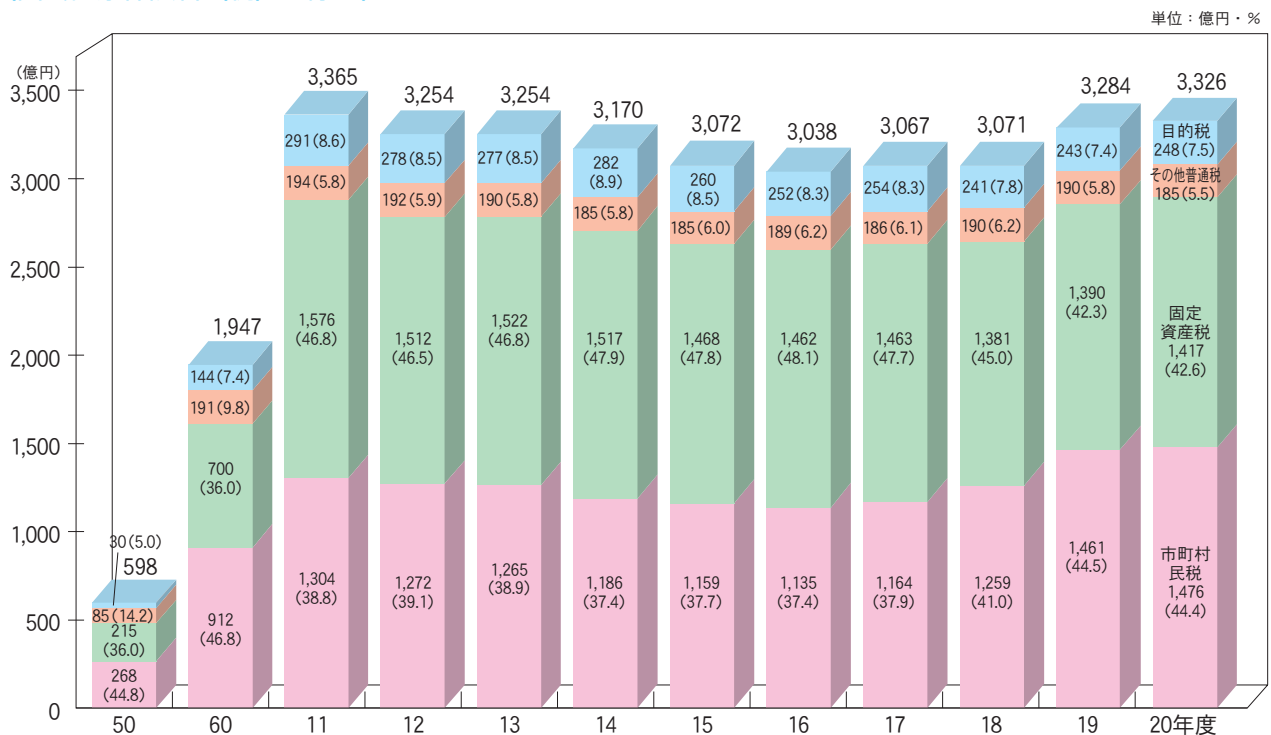
構成割合が市町村民税に次ぐ固定資産税（構成42.6%）は、前年度比2.0%増となりました。これは、土地は地価の下落等により減少となったものの、家屋の新築による増加や償却資産の増加がそれを上回ったため、全体として増加したものです。

目的税については、都市計画税（5.9%）が前年度比1.9%増、事業所税（1.4%）が前年度比4.2%増となり、入湯税（0.2%）が前年度比1.5%減となっています。

市町村税の構成（平成20年度）
（国民健康保険料（税）を除く）



市町村税収入額（税目別）の推移
（国民健康保険料（税）を除く）

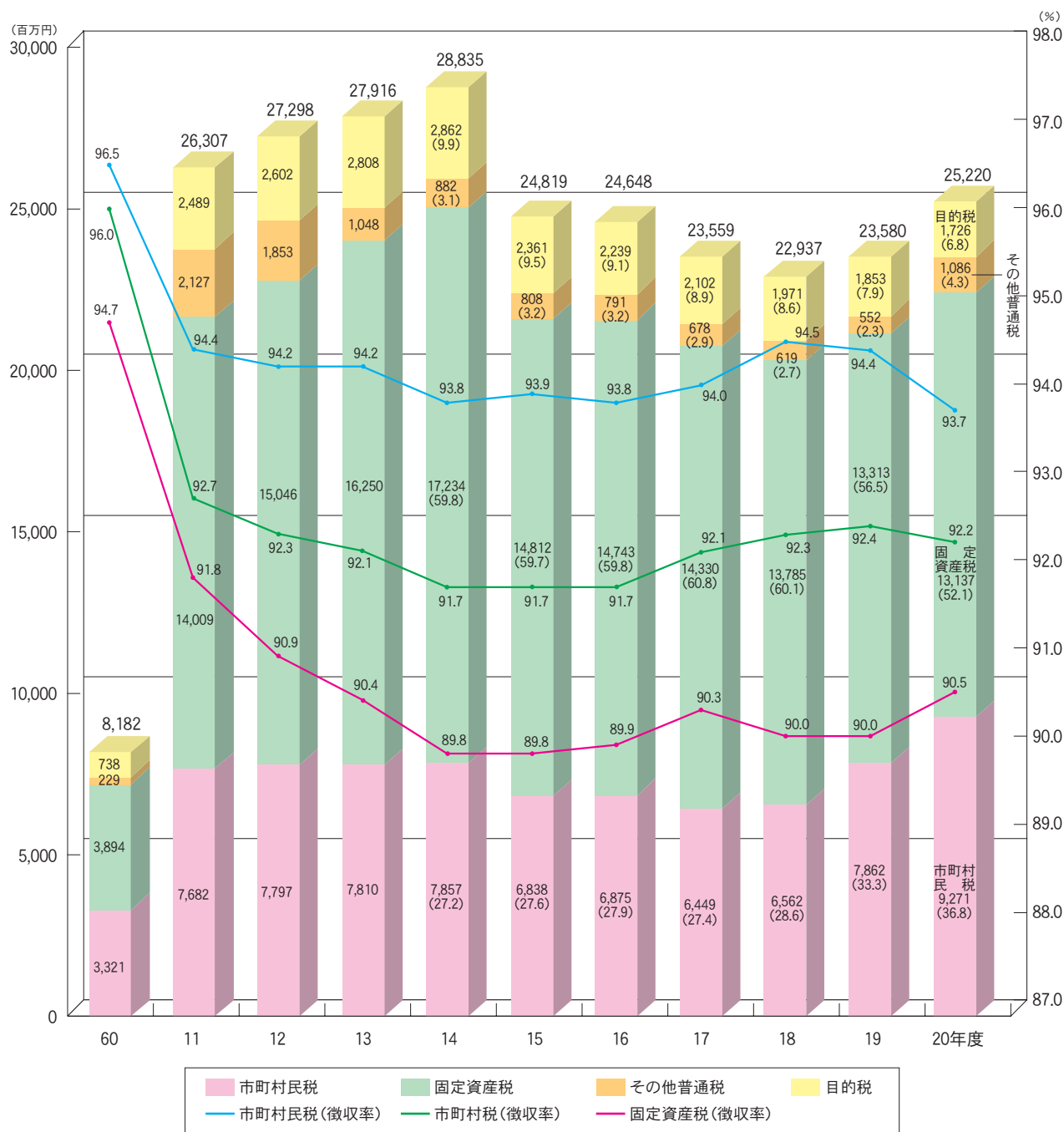


徴収実績は、県全体の徴収率が92.2%（前年度92.4%）と前年度より0.2ポイント下回りました。各市町村別の状況については、前年度の徴収率と同率または上回った市町村は36団体中14団体（前年度36団体中26団体）で、残りの22団体は前年度の徴収率を下回りました。

主な税目別の徴収率は、市町村民税は93.7%（前年度94.4%）で前年度を0.7ポイント下回り、固定資産税は90.5%（前年度90.0%）で0.5ポイント上回りました。

次年度に繰越される収入未済額は252.2億円と前年度から7.0%増加し、昭和60年度の81.8億円に比べると、約3倍となっています。

次年度に繰越される収入未済額と徴収率の推移 (国民健康保険料(税)を除く)



※平成14年度から平成15年度にかけて「収入未済額」が激変しているのは、算出方法の見直しによるものです。

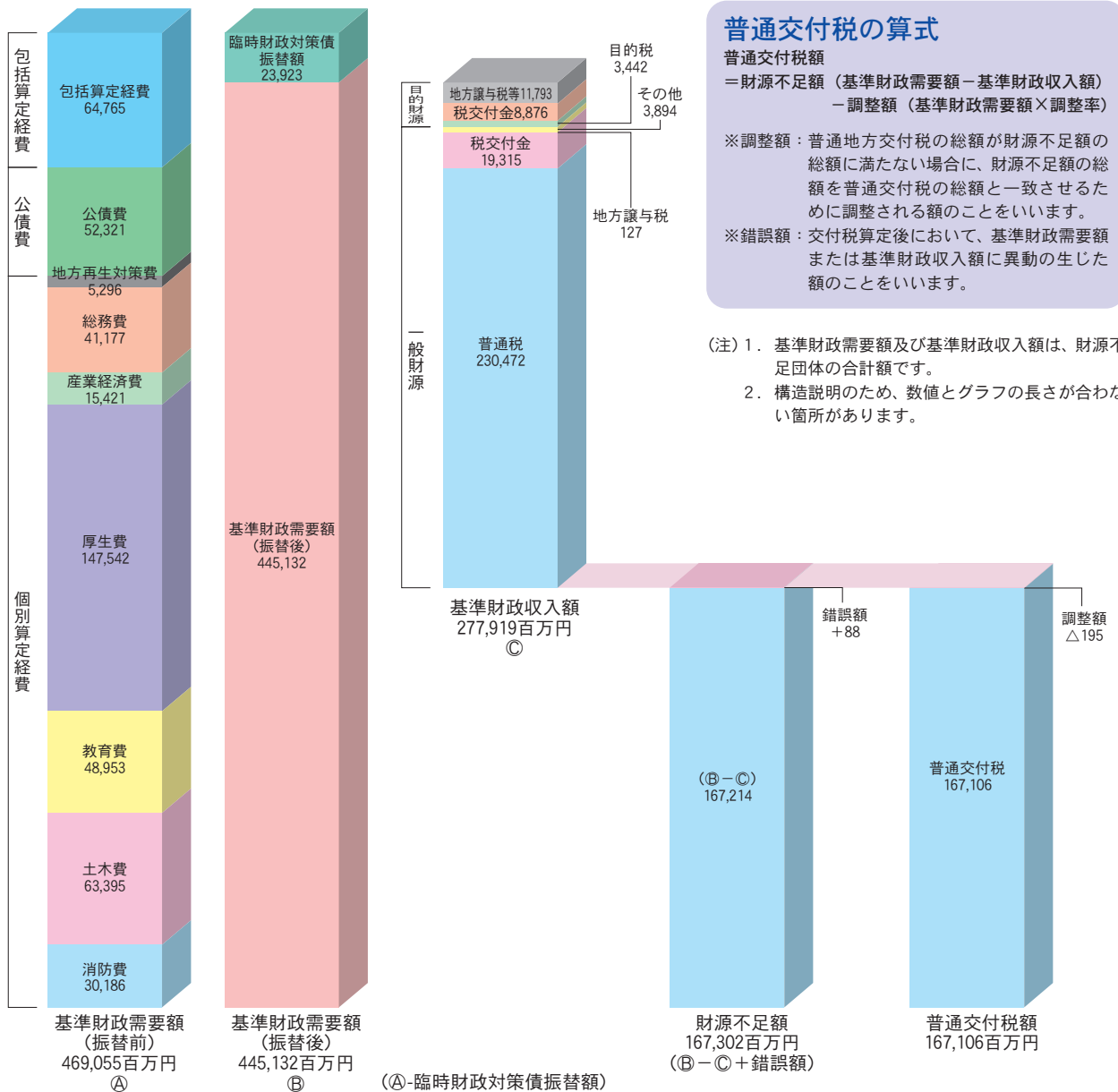
平成14年度まで：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」

平成15年度から：「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」＋「還付未済額」－「不納欠損額」

(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、一定の基準により、国税の一定割合を国が交付する税です。

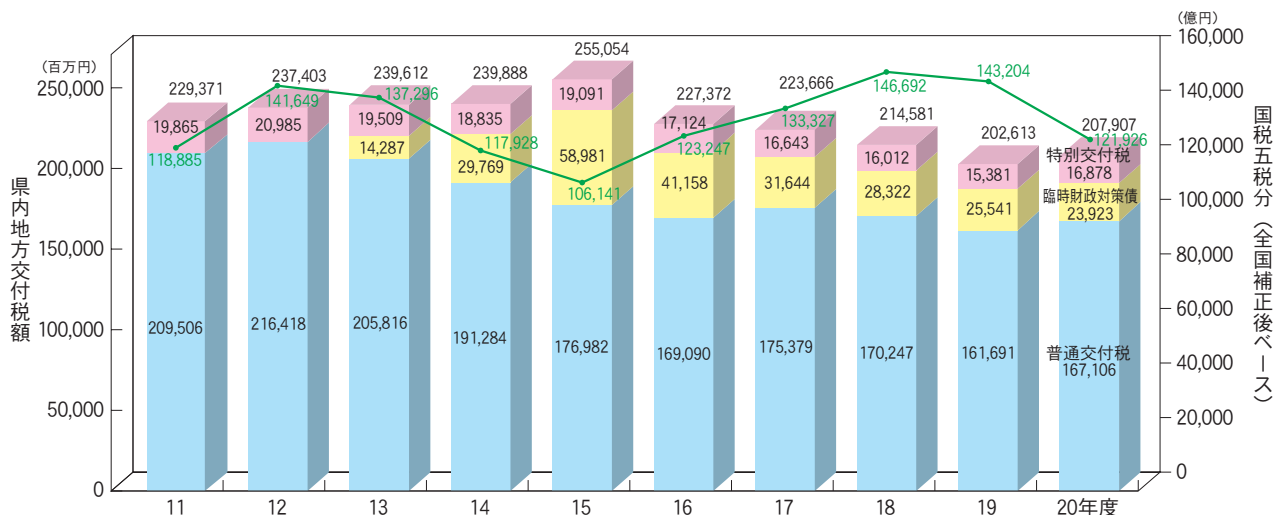
本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、財政力の弱い地方公共団体に対して、地方交付税として再配分しています。



用語解説

- 基準財政需要額** 各地方公共団体が合理的、妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。
- 基準財政収入額** 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な常態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。
- 臨時財政対策債** 地方の財源不足を埋めるため、平成13年度から地方財政法第5条の特例として発行されている地方債のことです。各地方公共団体の基準財政需要額を基本として団体毎に発行可能額を理論的に算出し、基準財政需要額の一部が発行可能額に振り替えられています。なお、この地方債に係る償還金相当額は、実際の借入の有無に関わらず、後年度の地方交付税で全額補てんされることになっています。

地方交付税の推移



地方交付税額は、平成12年度をピークに減少に転じました。これは地方交付税の原資である国税五税の景気低迷による落ち込みによるものですが、一方で、地方の財源不足を穴埋めするため平成13年度から赤字地方債である臨時財政対策債を発行し総額を確保してきました。

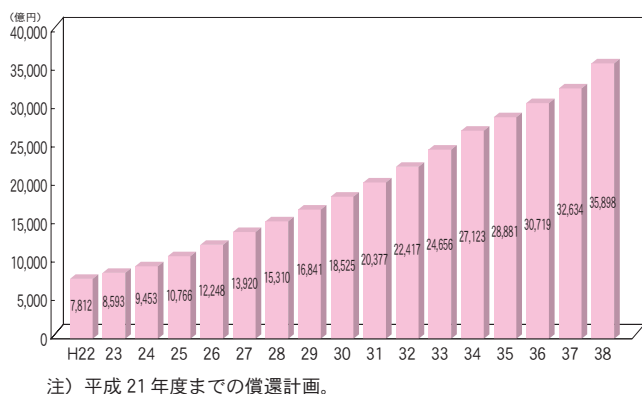
平成16年度からは、三位一体改革等に伴う地方税収の増加等により、地方交付税は一時減少傾向にありましたが、交付税の急激な減少に伴い地域間格差の問題が顕在化したことから、平成20年度からは地方再生のための財源確保の観点から創設した「地方再生対策費」等により増加に転じています。

●地方交付税を取り巻く現状

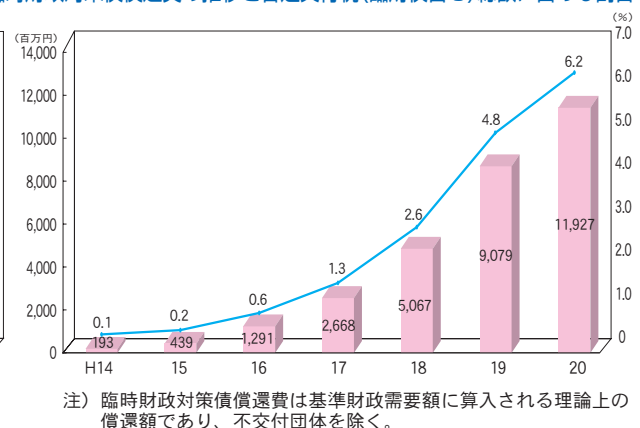
これまで総額を確保するために借り入れてきた交付税特別会計借入金については、地方負担分が平成20年度末で33.6兆円に及び、平成38年度までに計画的に償還していくこととなっているほか、毎年度5,000億円を上回る利払いも発生している状況です。一方、臨時財政対策債については、元利償還金が本県市町村だけで既に約120億円に達し、景気低迷に伴い国税五税分が伸び悩む中で、新規発行額も年々増加しています。

これらの償還は将来の地方交付税に確実に影響を及ぼすことになり、歳入全体に占める交付税の割合の高い市町村においては、今後の財政運営に十分注意していく必要があります。

交付税特別会計借入金(地方負担分)の償還計画



臨時財政対策債償還費の推移と普通交付税(臨財債含む)総額に占める割合



用語解説

地方再生対策費 地方と都市の格差を解消するため創設されたもので、財政状況の厳しい条件不利地域などに地方再生に取り組む経費として重点的に配分されます。総額は、4,000億円(道府県1,500億円、市町村2,500億円)となっています。

交付税特別会計借入金 これまで地方交付税総額を確保するため、交付税特別会計を通じて旧資金運用部や民間金融機関等から借り入れを行ってきており、平成18年度末で国・地方あわせて52.3兆円、うち地方負担分は33.6兆円に達しています。平成19年度から新規借入を廃止し、国・地方の負担の明確化が図られました。地方負担分については、平成18年度から償還を開始することとしていましたが、総額確保のため平成19年度から償還の繰延べを行っています。

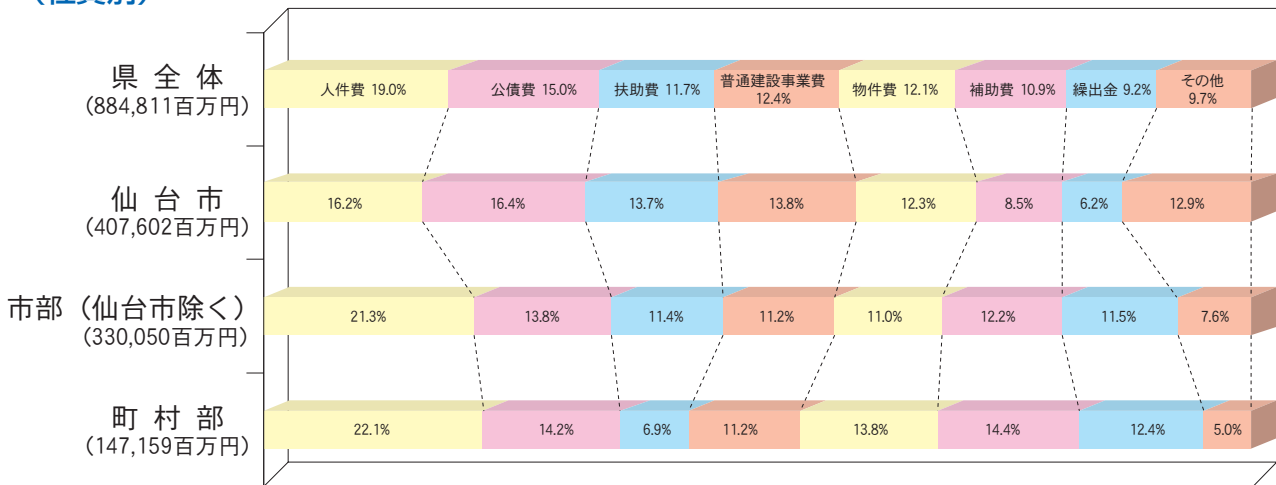
3 歳 出

(1) 歳出構造

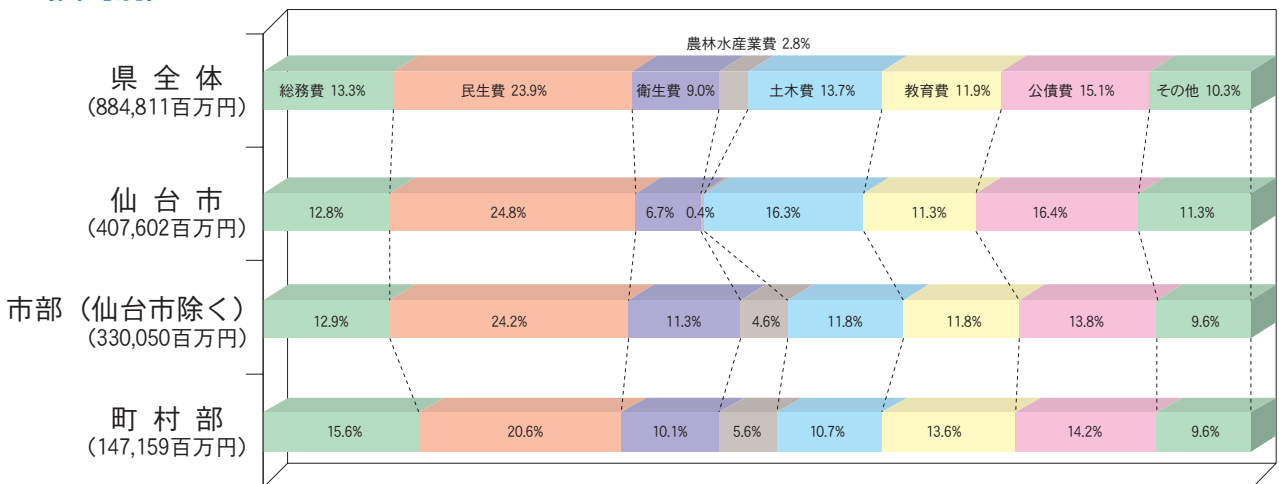
平成20年度の歳出は8,848.1億円で、前年度（8,565.0億円）に対して283.1億円（3.3%）の増加となりました。

地方公共団体の歳出構造を分類する方法には、歳出を経済的性質に分類した「性質別分類」と、歳出を行政目的により分類した「目的別分類」がありますが、宮城県内の市町村についてはそれぞれ以下のグラフのとおりとなっています。

歳出決算の構造（平成20年度） （性質別）



（目的別）

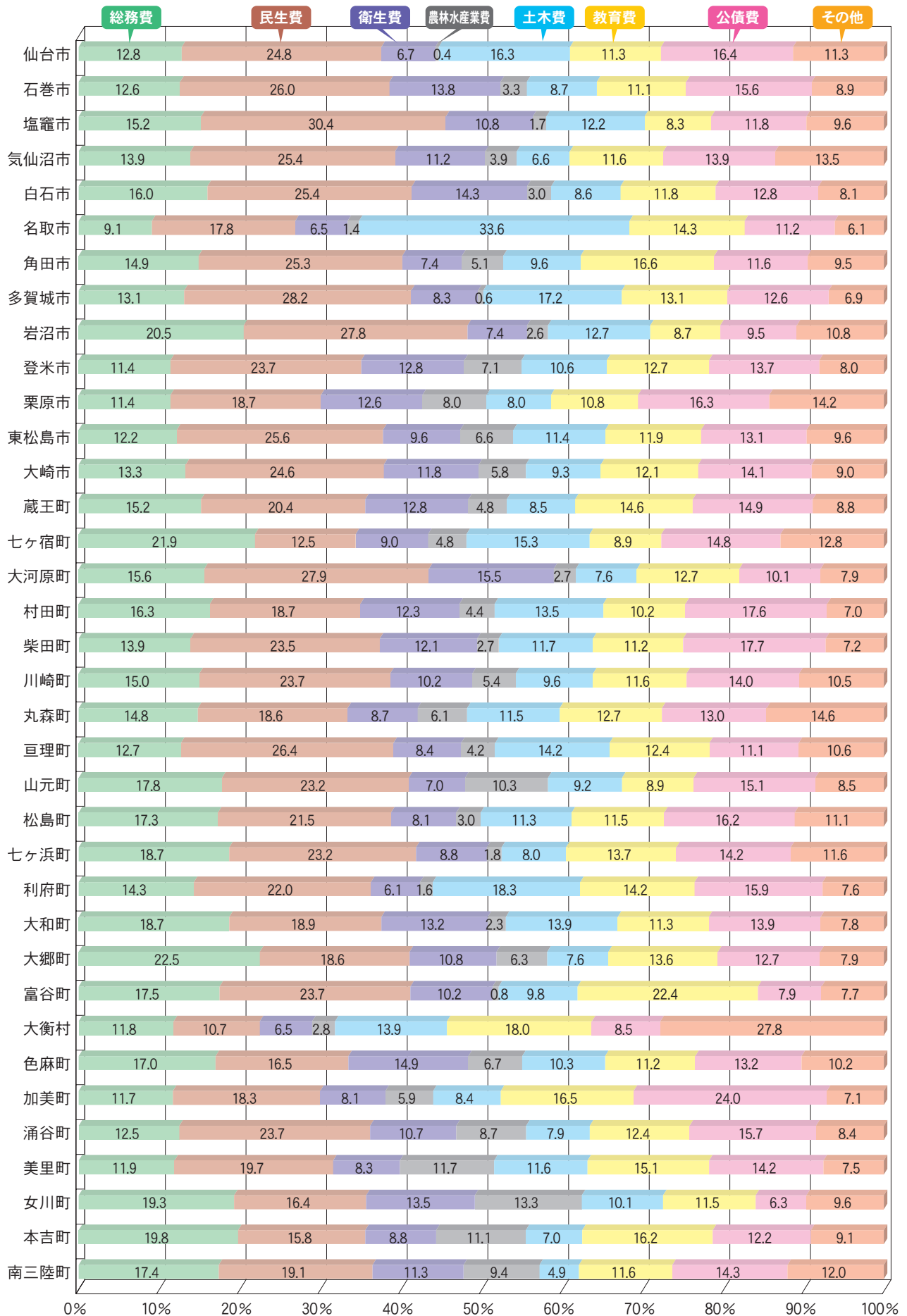


用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、物件費、維持補修費など、予算や決算の区分である節を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」、「投資的経費」及び「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

目的別分類 歳出をその行政目的によって、議会費、総務費、民生費、衛生費など、予算や決算の区分である款及び項を基準として分類したものです。

市町村別目的別歳出構成比（平成20年度）

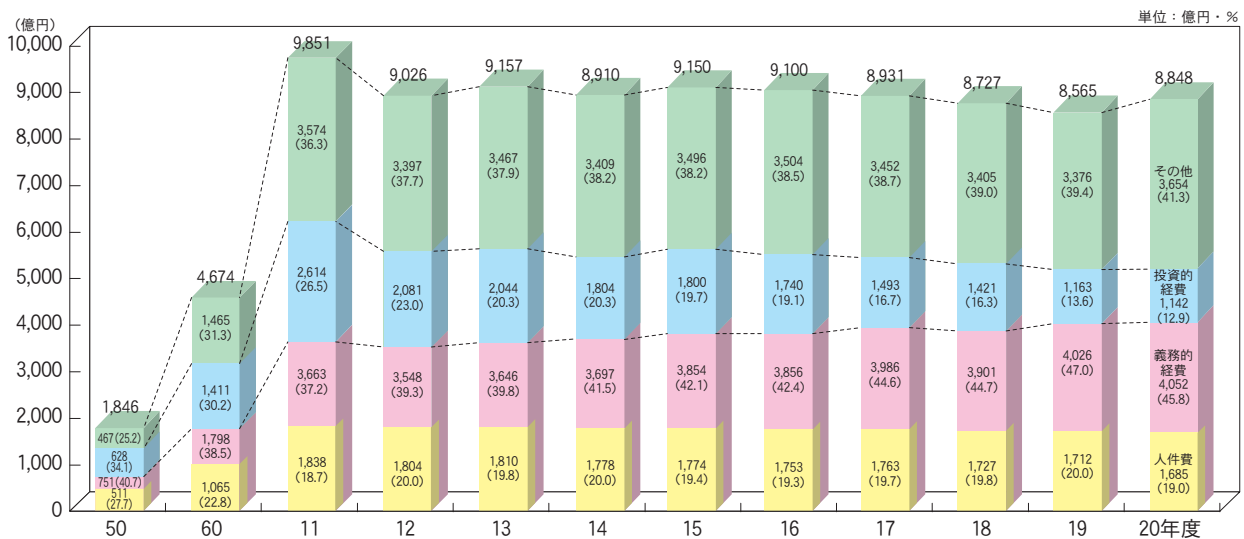


(2) 経費別決算額の推移

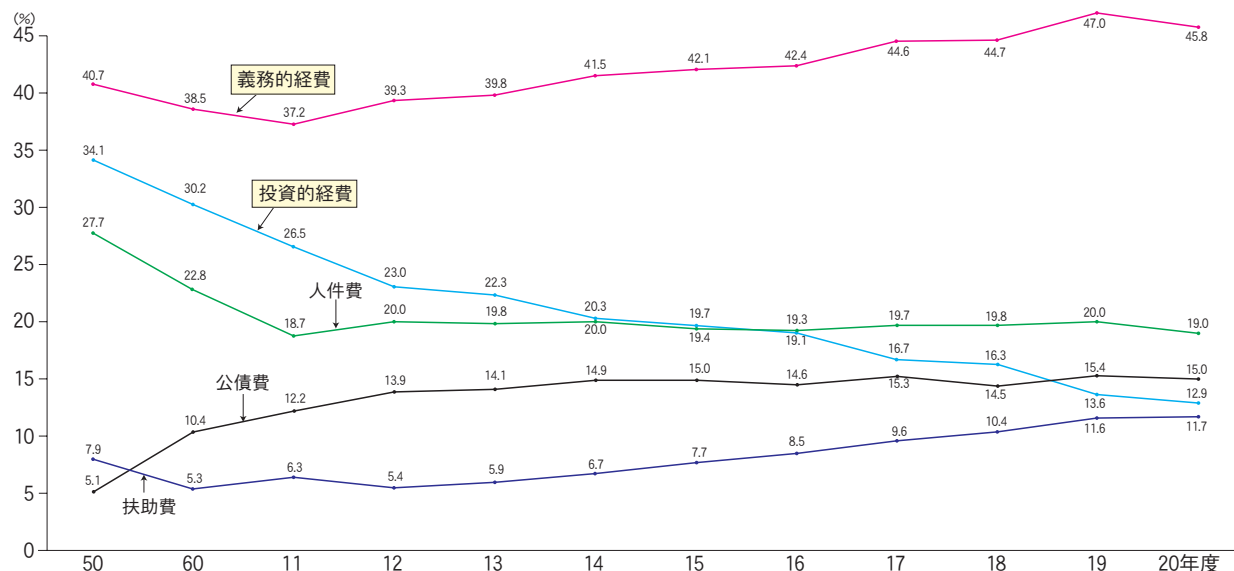
義務的経費は、前年度と比較して0.7%増の4,052.0億円で、歳出総額に占める割合は45.8%となりました。内訳としては、人件費が集中改革プランに基づく退職者不補充などの職員数削減により、前年度と比較して1.5%の減、扶助費が障害者自立支援給付費や児童手当交付金の増加等により、前年度と比較して4.4%の増、公債費が前年度と比較して0.7%の増となりました。

投資的経費は、前年度と比較して1.8%減の1,142.1億円と10年連続で減少し、歳出総額に占める割合は12.9%となりました。内訳としては、普通建設事業費が補助及び単独事業ともに減少したことにより、前年度と比較して2.4%の減、災害復旧事業費が、平成20年岩手・宮城内陸地震の影響により前年度と比較して15.3%の増加となりました。

歳出決算額の推移



義務的経費・投資的経費の割合の推移



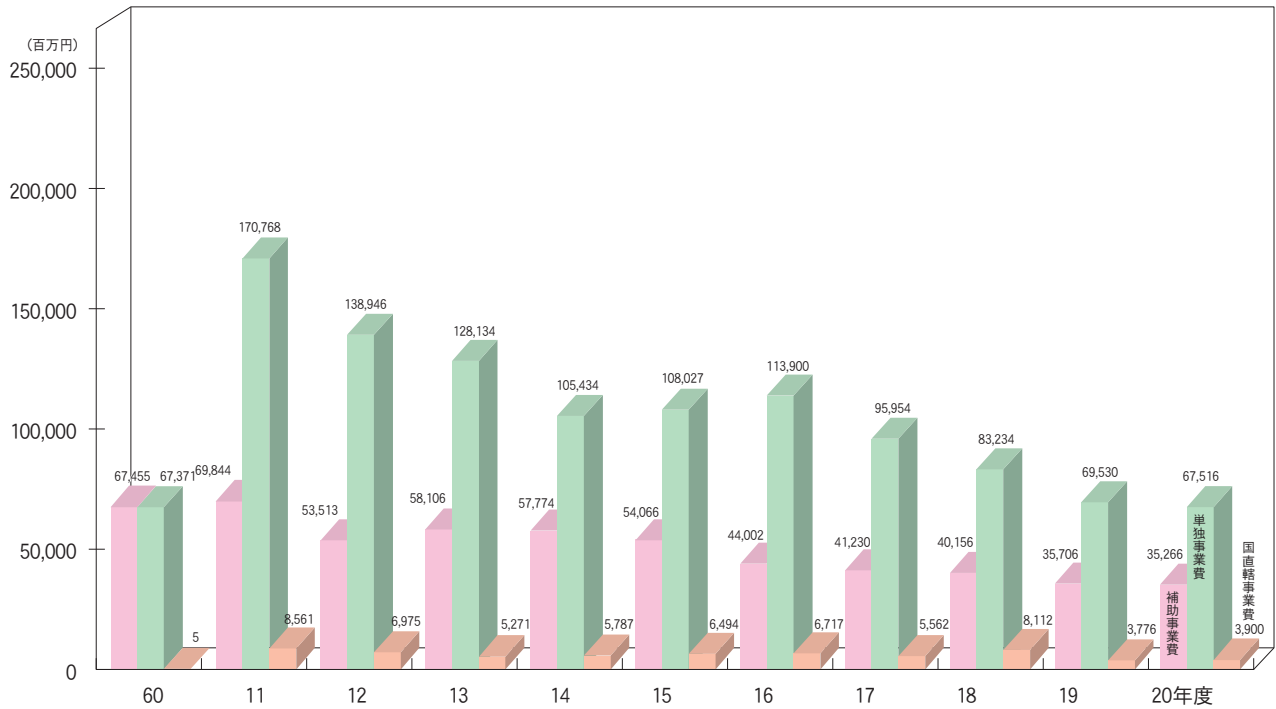
用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務付けられているため、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費です。

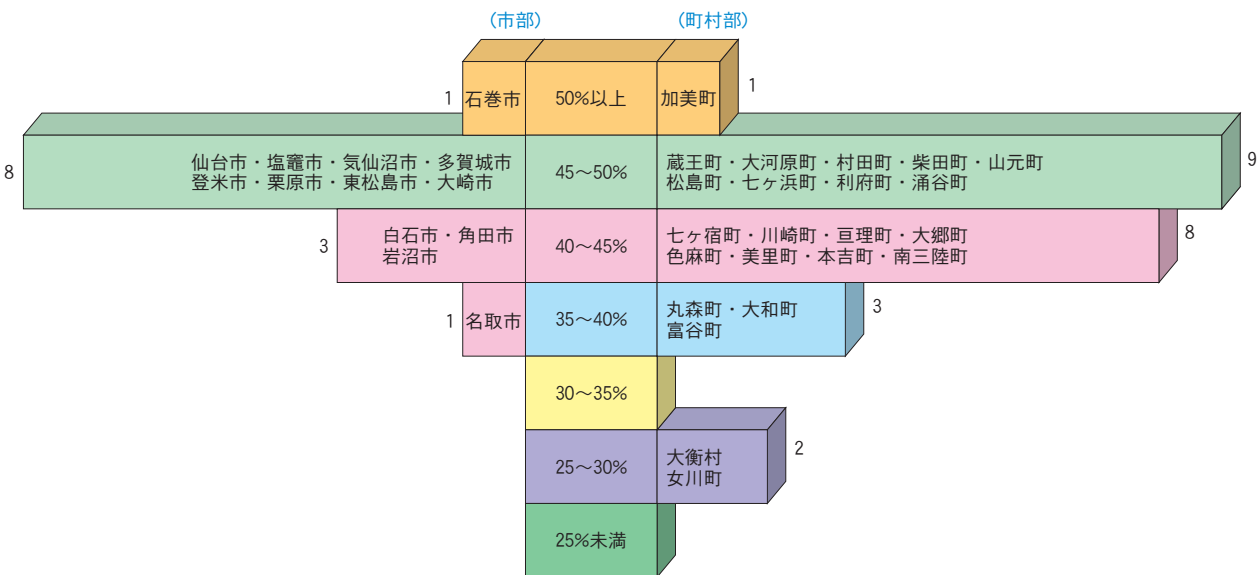
投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費で、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。義務的経費に対して、この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高いといえます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

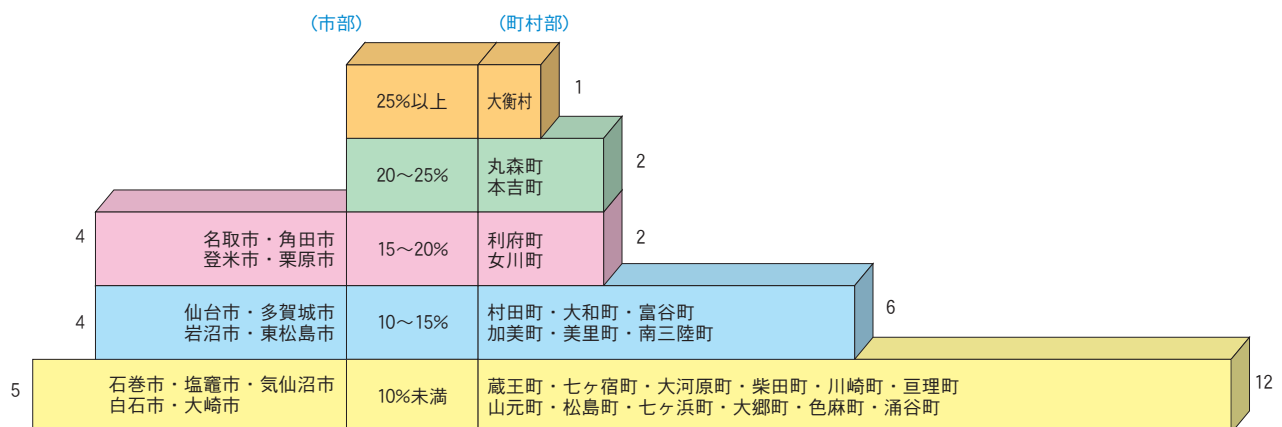
普通建設事業費の内訳の推移



義務的経費の割合別団体数 (平成20年度)



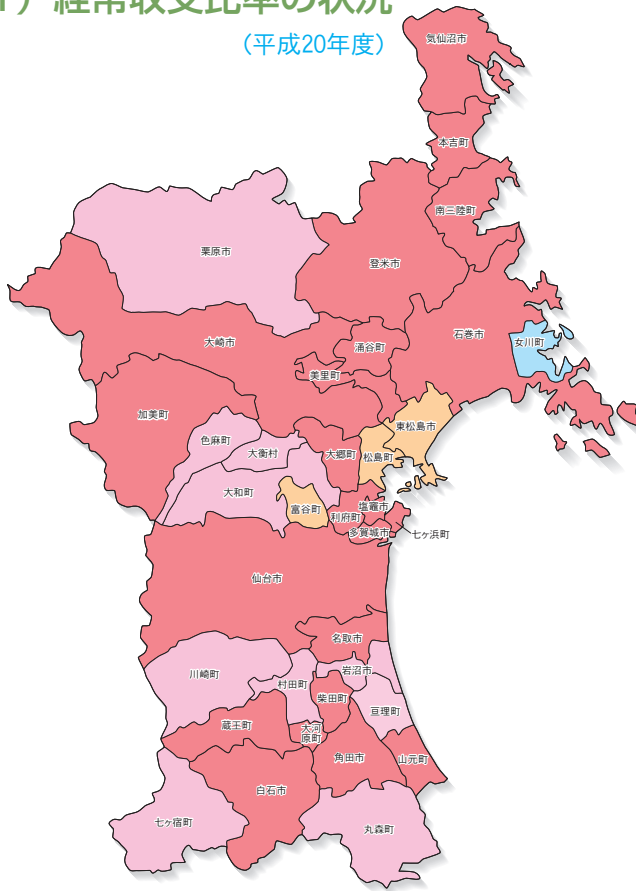
投資的経費の割合別団体数 (平成20年度)



4 財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(平成20年度)



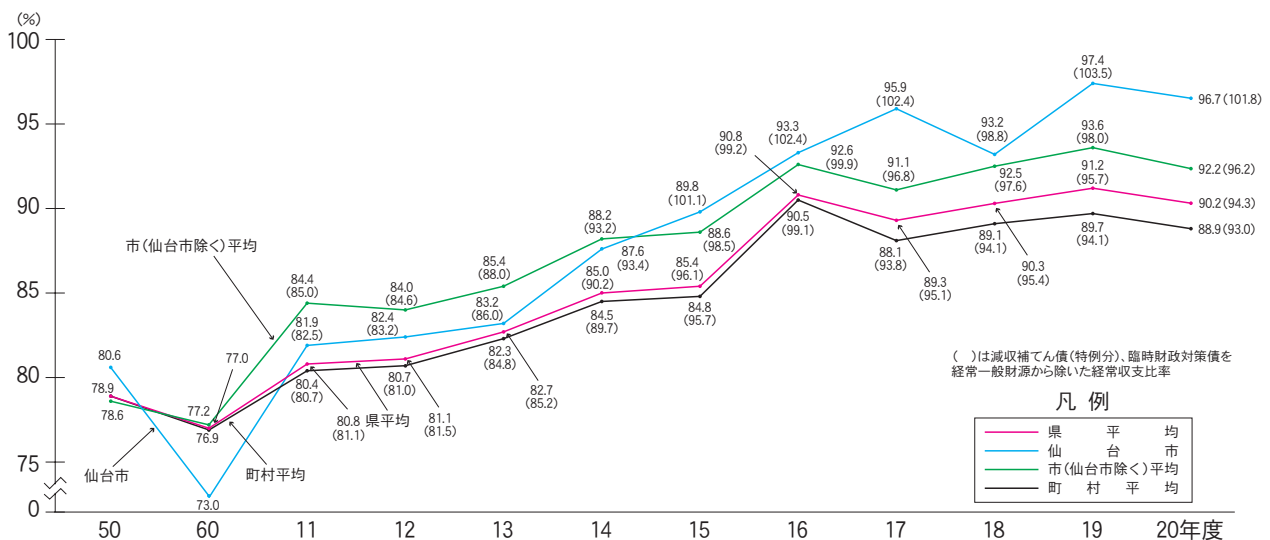
財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、単純平均では90.2%と前年度（91.2%）より1.0ポイント減少しました。加重平均でも93.7%と前年度（94.6%）より減少しましたが、依然として硬直的な財政状況が続いております。

また、段階的分布状況を見ると、90%以上が22団体、80%以上90%未満が13団体となっており、36団体のうち35団体が80%を超えています。

区 分	団体系	団体数		
		市	町村	計
75%未満		0	1	1
75~80%未満		0	0	0
80~85%未満		1	2	3
85~90%未満		2	8	10
90%以上		10	12	22
計		13	23	36

※減収補てん債（特例分）・臨時財政対策債を経常一般財源に加えた経常収支比率

経常収支比率の推移（平均は単純平均）



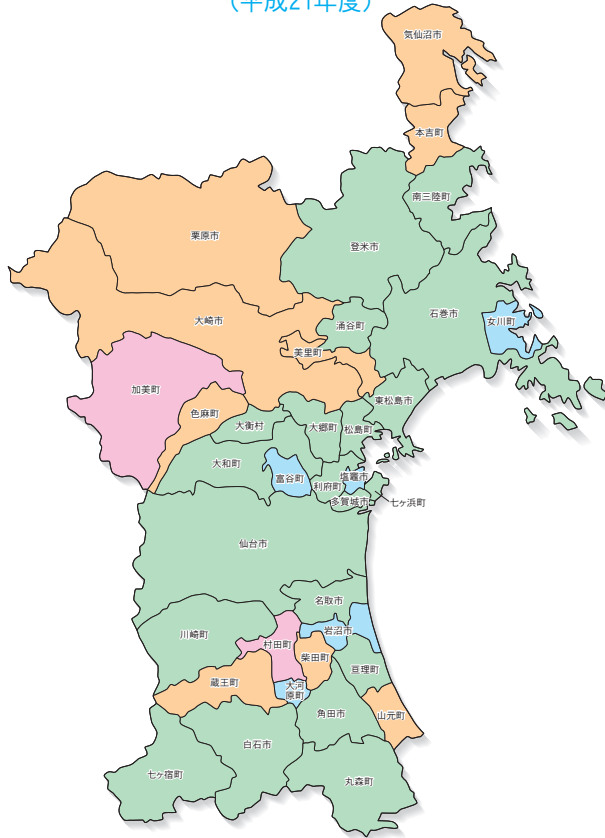
用語解説

経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入（経常的一般財源）が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、市にあっては80%、町村にあっては75%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えられています。

$$\text{〔算式〕} \quad \text{経常収支比率} = \frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減収補てん債(特例分)} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(2) 実質公債費比率の状況

(平成21年度)



平成21年度の実質公債費比率（平成18～20年度の3ヶ年平均）は、単純平均で13.2%となり、前年度より0.4ポイント減少しました。

起債許可団体となる18%以上の団体は、前年度と同様に2団体となりました。

なお、早期健全化基準を上回る団体はありませんでした。

●起債許可団体

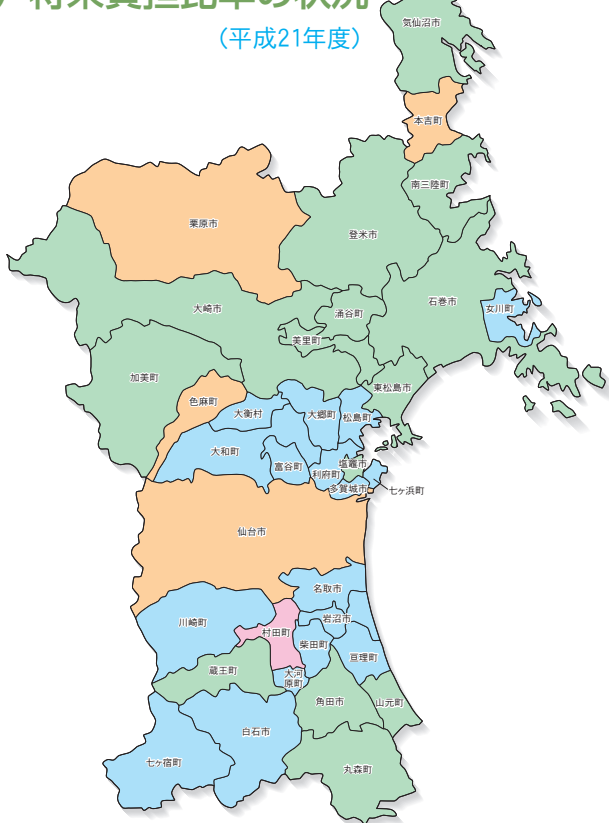
村田町 19.5%（前年度20.9%）

加美町 19.4%（前年度19.6%）

区 分	団体色	団体数		
		市	町村	計
10%未満	青	2	3	5
10～15%未満	緑	8	12	20
15～18%未満	オレンジ	3	6	9
18～25%未満	ピンク	0	2	2
25%以上	赤	0	0	0
計		13	23	36

(3) 将来負担比率の状況

(平成21年度)



平成19年度決算から算定することとなった将来負担比率は、単純平均で98.8%（前年度109.4%）、加重平均で132.1%（前年度132.9%）となりました。

なお、早期健全化基準を上回る団体はありませんでした。

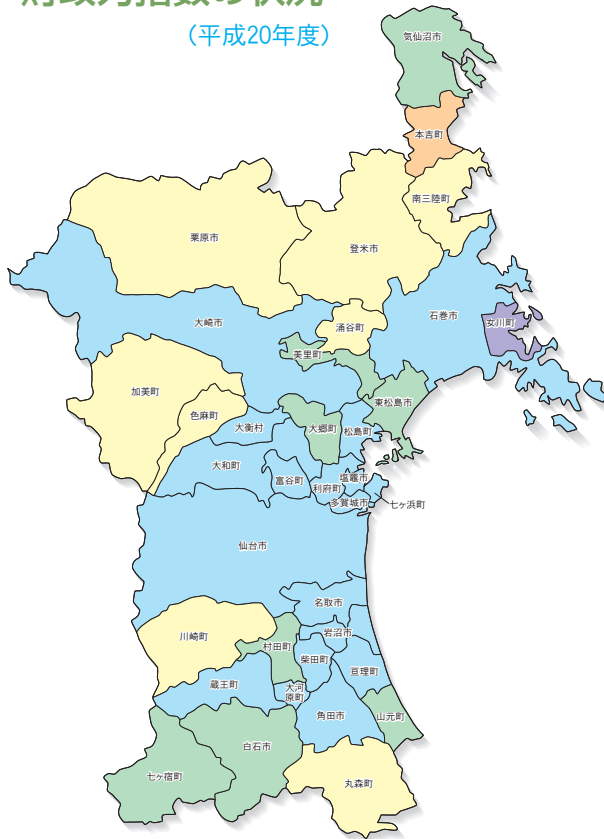
区 分	団体色	団体数		
		市	町村	計
100%未満	青	4	13	17
100～150%未満	緑	7	7	14
150～200%未満	オレンジ	2	2	4
200～350%未満	ピンク	0	1	1
350%以上	赤	0	0	0
計		13	23	36

用語解説

実質公債費比率、将来負担比率 P.26参照

(4) 財政力指数の状況

(平成20年度)



財政基盤の強さを示す指標である財政力指数（平成18～20年度の3ヶ年平均）は、単純平均で0.549（前年度0.549）、加重平均で0.654（前年度0.644）となりました。

なお、地方交付税の不交付団体となる1.0以上の団体は、前年度と同様、女川町です。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
1.0以上		0	1	1
0.5～1.0		8	10	18
0.4～0.5		3	5	8
0.3～0.4		2	6	8
0.2～0.3		0	1	1
0.2未満		0	0	0
計		13	23	36

※小数第3位までの数値により区分

財政力指数の推移

(3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



用語解説

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で割り出して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいかほど財政力が強いとみることができます（基準財政収入額・基準財政需要額についてはP.9参照）。

〈算式〉

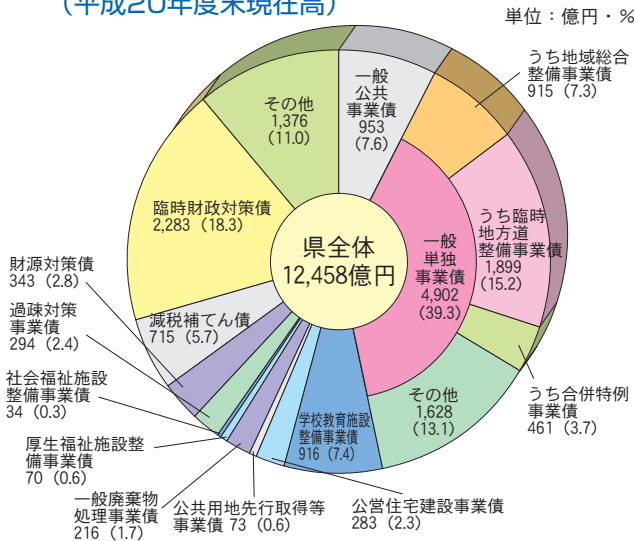
$$\text{財政力指数 (単年度)} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

(5) 将来にわたる財政負担の推移

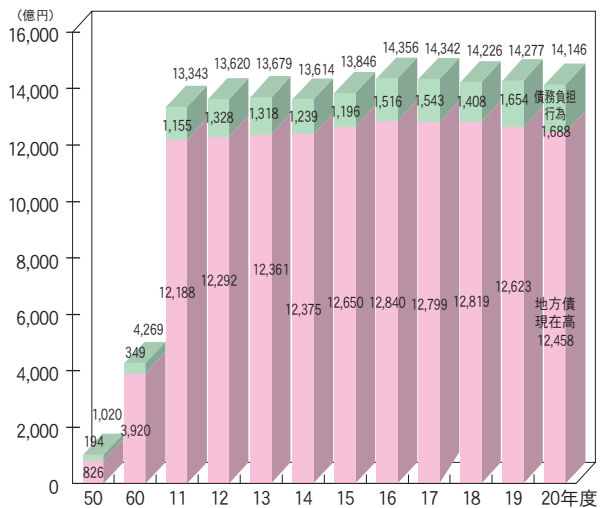
いわゆる「地方公共団体の借金」である地方債現在高は、平成20年度末現在で1兆2,458億円（前年度1兆2,623億円）となり、減少傾向にあります。依然として、多額の「借金」を残している状況です。

また、地方債残高に、将来的に支出が伴う債務負担行為を加えると1兆4,146億円（前年度1兆4,277億円）となり、将来にわたる財政負担は前年度より減少していますが、今後も財政構造の硬直化が懸念されます。

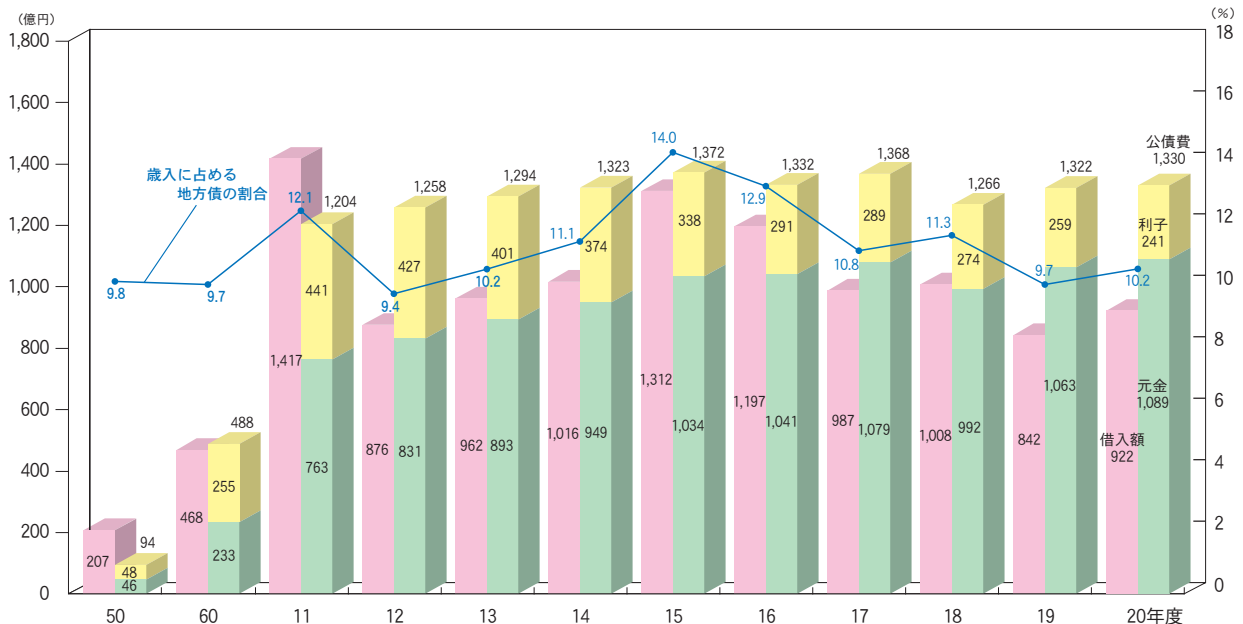
地方債現在高の状況
(平成20年度末現在高)



将来にわたる財政負担の推移



地方債の借入額と公債費の推移



用語解説

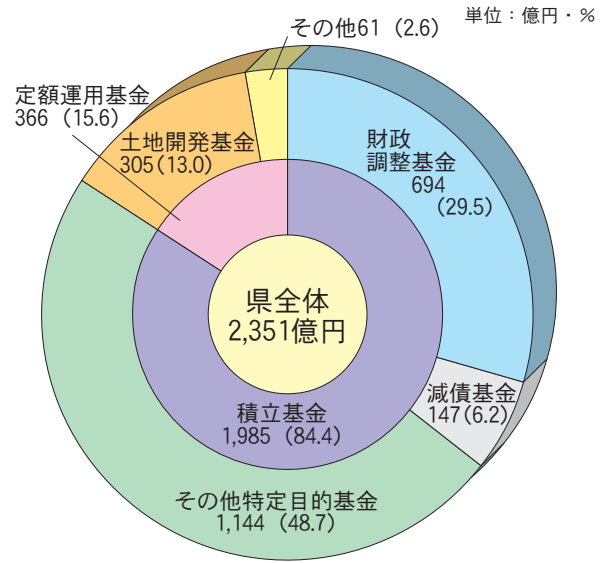
債務負担行為 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり（地方自治法第214条）、将来の支出を伴うものです。

5 年度間の財源調整

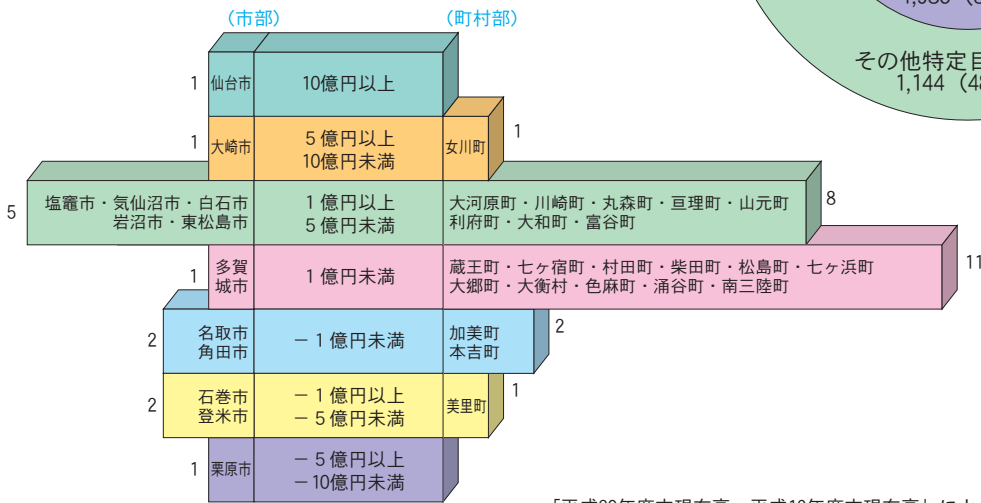
(1) 基金の状況

平成20年度末における積立金現在高は、県全体で1,984.6億円となり、前年度の2,024.8億円と比較して40.2億円(2.0%)の減となりました。内訳を見ますと、財政調整基金が100.9億円(17.0%)の増となったのに対し、減債基金が1.6億円(1.1%)、その他特定目的基金は139.6億円(10.9%)の減となりました。

基金の状況 (平成20年度)

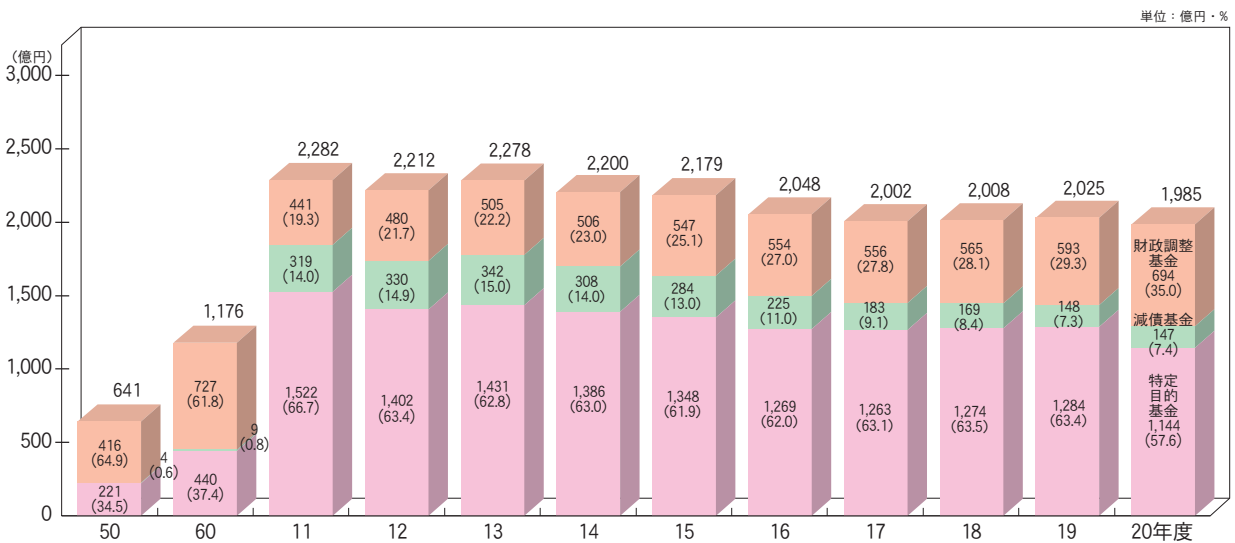


財政調整基金単年度積立額 (平成20年度)



〔平成20年度末現在高 - 平成19年度末現在高〕による。

積立基金現在高の推移



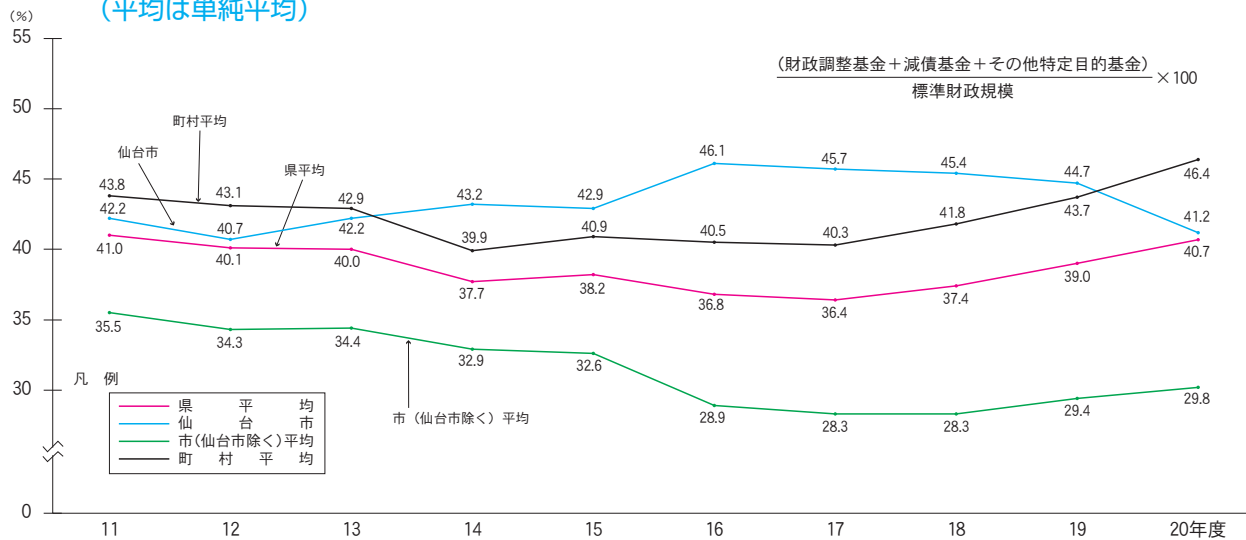
用語解説

基金 ある特定の目的のために財産を維持し基金を積み立てるため、又は定額の資金を運用するために設けられる基金のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

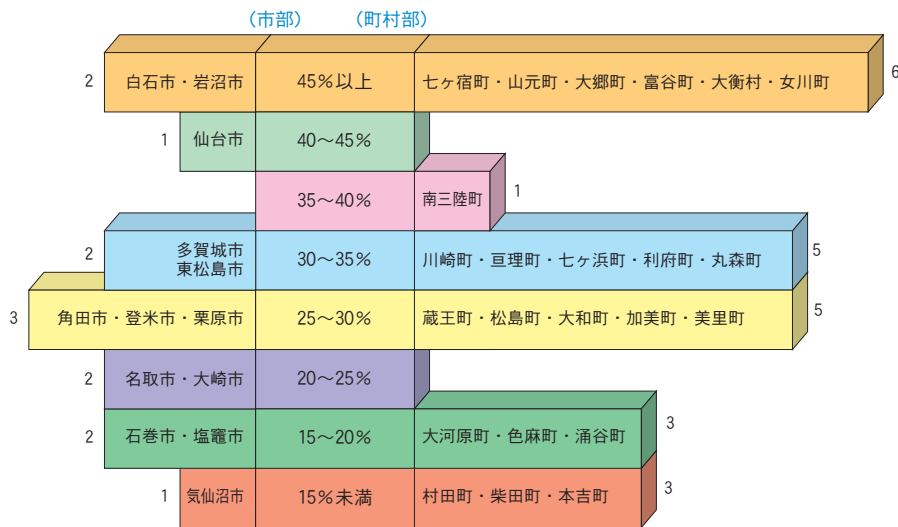
(2) 積立金現在高比率

一般財源に対して、どの程度「貯金」があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では、40.7%となり、前年度（39.0%）より1.7ポイント上昇しております。将来の財政運営を見込んだるの財政調整基金への積立が比率上昇の要因であります。減債基金、その他特定目的基金の積立が共に前年度より減少しており、依然として厳しい財政運営が続いていることが窺えます。

積立金現在高比率の推移 (平均は単純平均)



積立金現在高比率別の団体数 (平成20年度)



用語解説

財政調整基金 年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取崩されます。

特定目的基金 特定の目的（高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等）のための財産の維持又は資金の積立の性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるということがいえます。

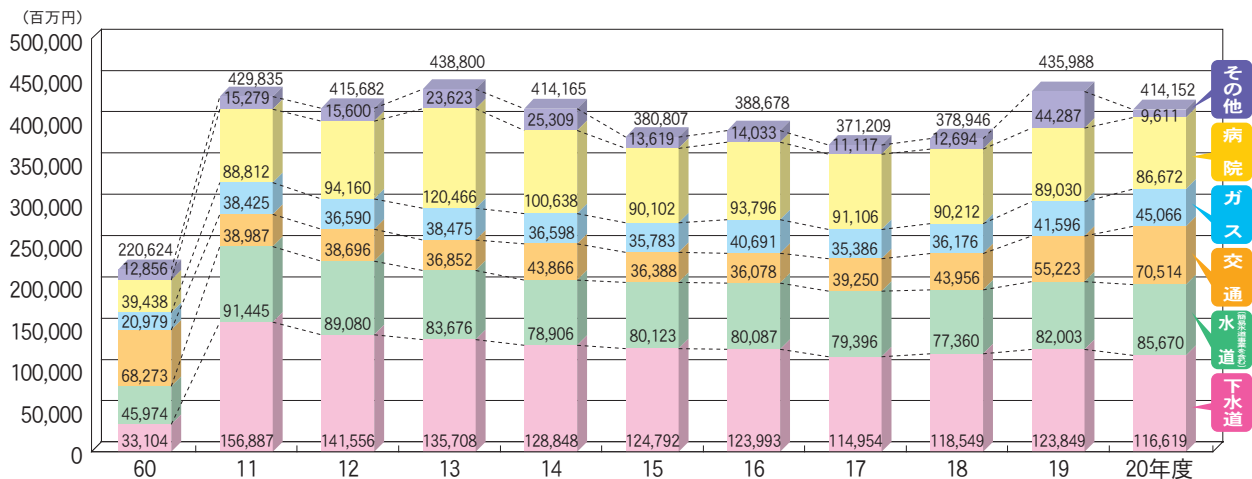
標準財政規模 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模をいい、すなわち、標準的な行政活動を行うために、必要な經常的一般財源の総量を示すものです。

第2章 公営企業会計

平成20年度の決算規模は全体で4,141.5億円となり、前年度（4,359.9億円）から218.4億円の減となりました。これを普通会計の歳出決算額（8,848.1億円）と比較すると、およそ46.8%の額に相当し、市町村行財政運営の中でも極めて大きな位置を占めていると言えます。

決算規模を事業別に見ると、下水道事業が公営企業全体の28.2%を占めており、以下、病院事業20.9%、水道事業（簡易水道事業を含む。）20.7%等となっています。

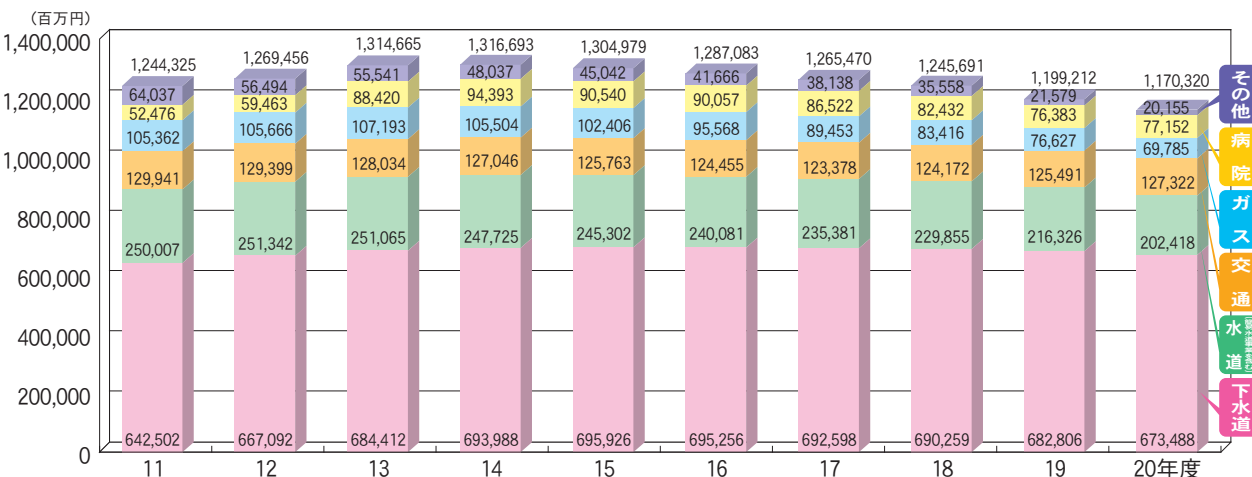
市町村公営企業決算規模の推移



平成20年度末の企業債現在高は1兆1,703.2億円で、前年度（1兆1,992.1億円）から288.9億円の減となっており、平成14年度をピークに減少傾向となっています。

企業債現在高を事業別に見ると、下水道事業が最も多く、全体の57.5%と半分以上を占めており、以下、水道事業（簡易水道事業を含む。）17.3%、交通事業10.9%等となっています。

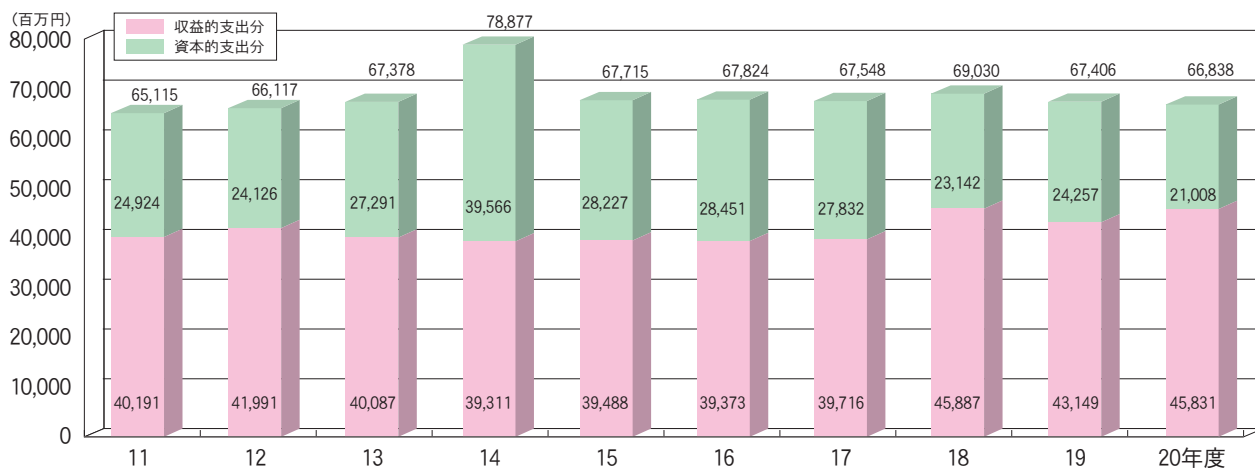
企業債現在高の推移



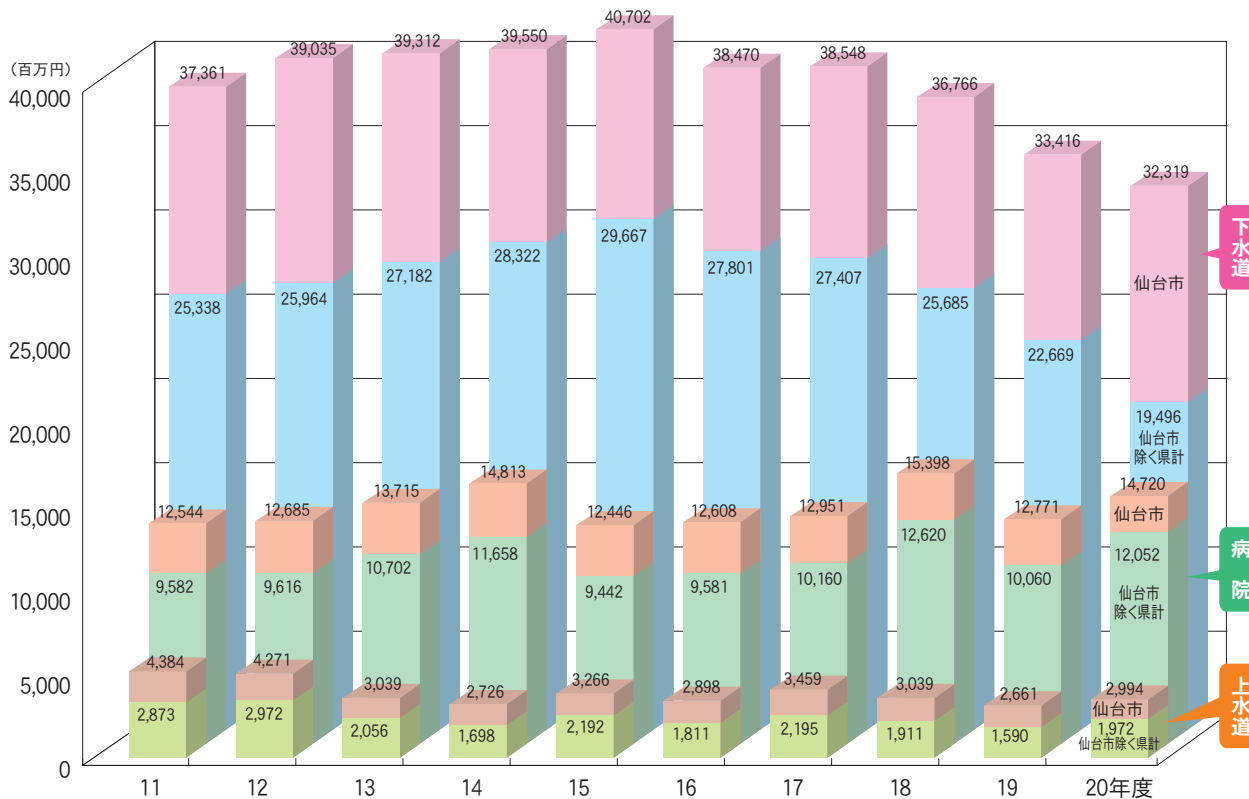
平成20年度の他会計繰入金は公営企業全体で668.4億円となり、前年度（674.1億円）から5.7億円の減となりました。この内訳を見ると、収益的支出に充てられた繰入額は458.3億円で、収益的収入に占める割合は19.9%となっています。一方、資本的支出に充てられた繰入額は210.1億円で、資本的収入に占める割合は15.3%となっています。

公営企業会計の場合、経費の負担区分の原則等に基づいて一般会計等の他会計が負担すべき又は負担できる経費もありますが、これらの経費以外の経費は、独立採算性の原則により経営に伴う収入で賄うことが必要です。しかし、依然として多くの事業において他会計からの繰入金に依存した経営状況となっています。

他会計繰入金の推移



一般会計から主な公営企業会計に対する繰出金等の推移



用語解説

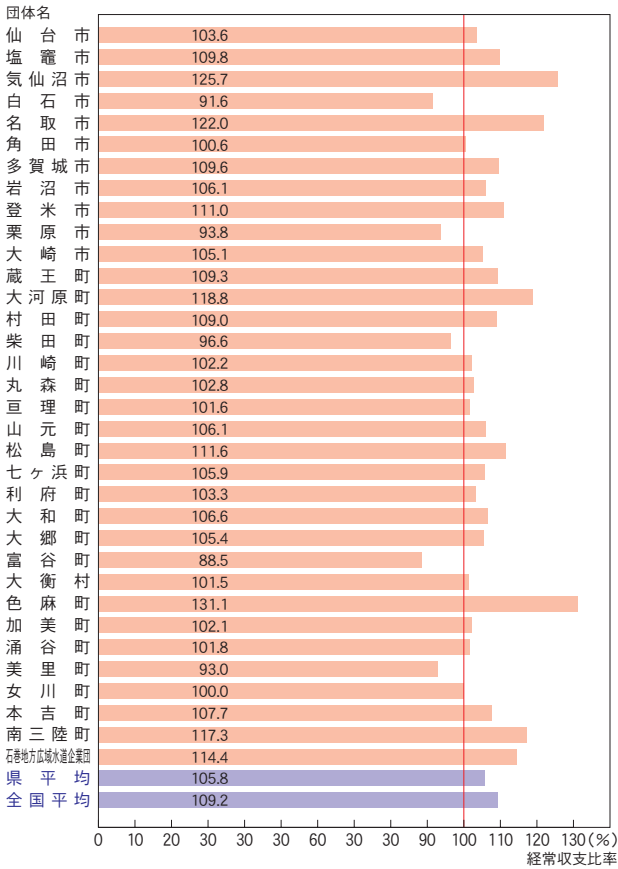
他会計繰入金 一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して、料金収入で賄うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるための財源が繰り入れられています。その繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

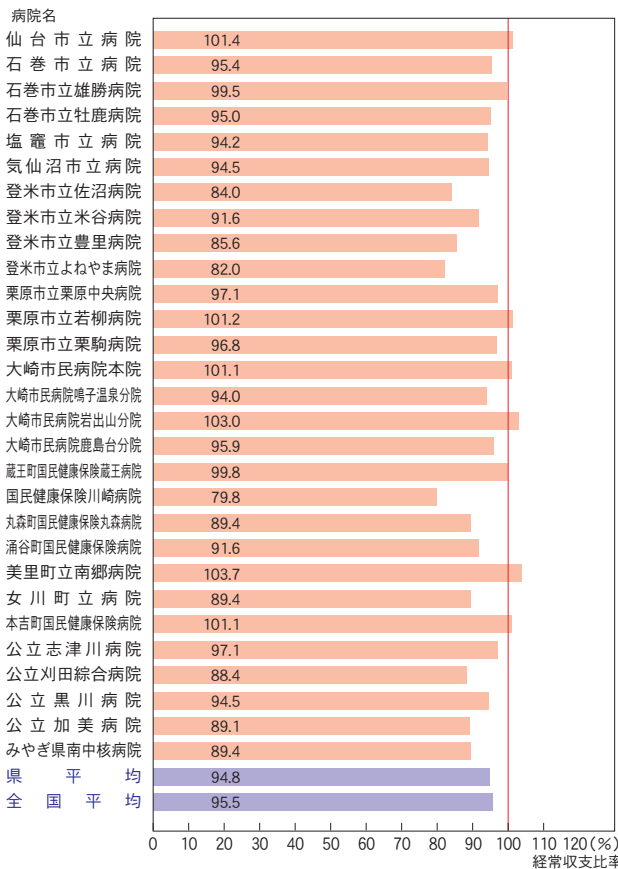
資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

平成20年度決算に基づく経営指標

水道事業の経常収支比率 (上水道事業及び法適用簡易水道事業)

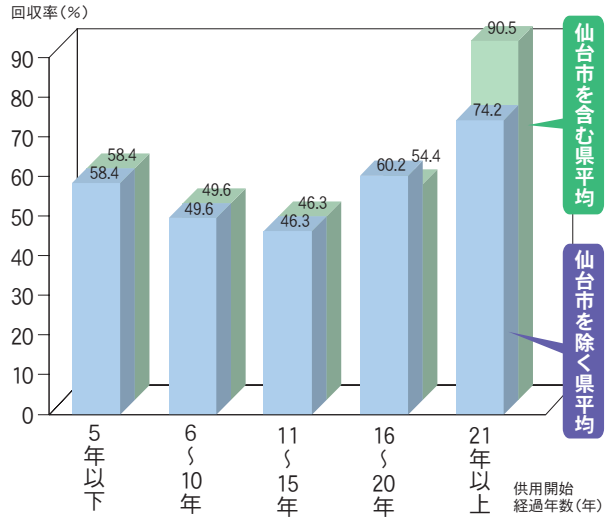


市町村立病院の経常収支比率

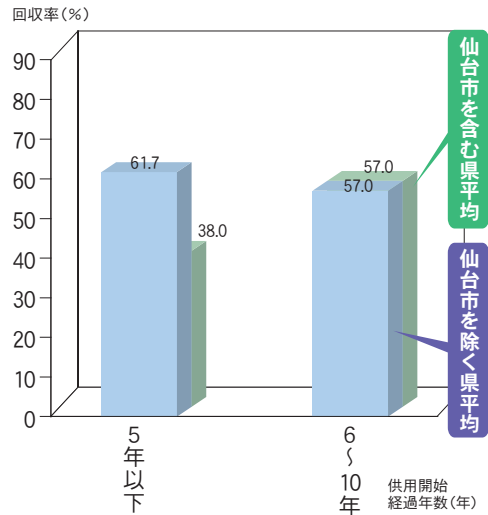


下水道事業における県内平均経費回収率

(1) 公共下水道等の集合処理施設



(2) 浄化槽(市町村整備事業分)



用語解説

経常収支比率 公営企業の分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を切る場合は収益が費用を下回る状態です。

$$\frac{\text{経常収益} (= \text{営業収益} + \text{営業外収益})}{\text{経常費用} (= \text{営業費用} + \text{営業外費用})} \times 100$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費(維持管理費及び資本費)に対して、どの程度料金収入でまかなえているかを示したものです。一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向にあります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によって賄うこととなっています。

$$\frac{\text{使用料単価} (= \text{料金収入} \div \text{年間有収水量})}{\text{汚水処理原価} (= (\text{維持管理費} + \text{資本費}) \div \text{年間有収水量})} \times 100$$

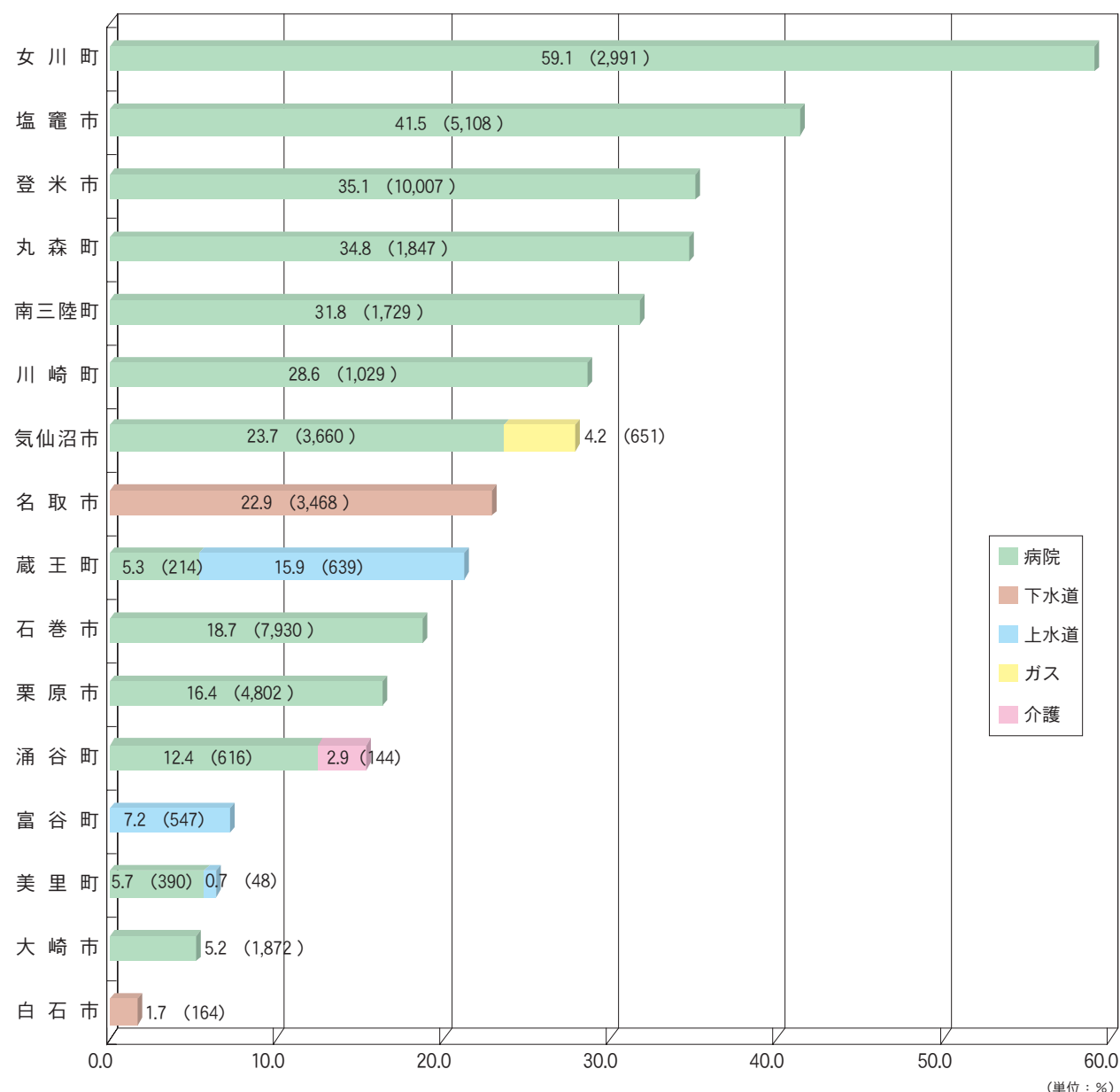
●標準財政規模に対する累積欠損金の割合

平成20年度末において、累積欠損金を有する事業（実質収支で赤字が生じた事業を含む。以下同じ。）は24事業（仙台市及び一部事務組合・企業団を除く。）で、累積欠損金の額は478.7億円に上ります。

事業別に見ると、病院事業が13事業と最も多く、下水道事業が5事業、水道事業が4事業、ガス事業及び介護サービス事業が各1事業となっています。

下記のグラフは、標準財政規模に対する累積欠損金の割合を表したものですが、累積欠損金の額は主に病院事業会計での増加が続いており、標準財政規模に占める割合も高くなっています。

標準財政規模に対する累積欠損金の割合



※1 仙台市及び一部事務組合・企業団除く
 ※2 ()内の数値は累積欠損金額(単位：百万円)

用語解説

累積欠損金 営業活動によって生じた各事業年度の欠損金（赤字）が累積したものをいいます。

第3章 地方公共団体財政健全化法

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算分から、各市町村の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標）及び各公営企業の資金不足比率が算定・公表されることとなりました。※算定式については裏表紙参照

平成20年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった市町村はありませんでした。

実質赤字比率（早期健全化基準 11.25～15%、財政再生基準 20%）

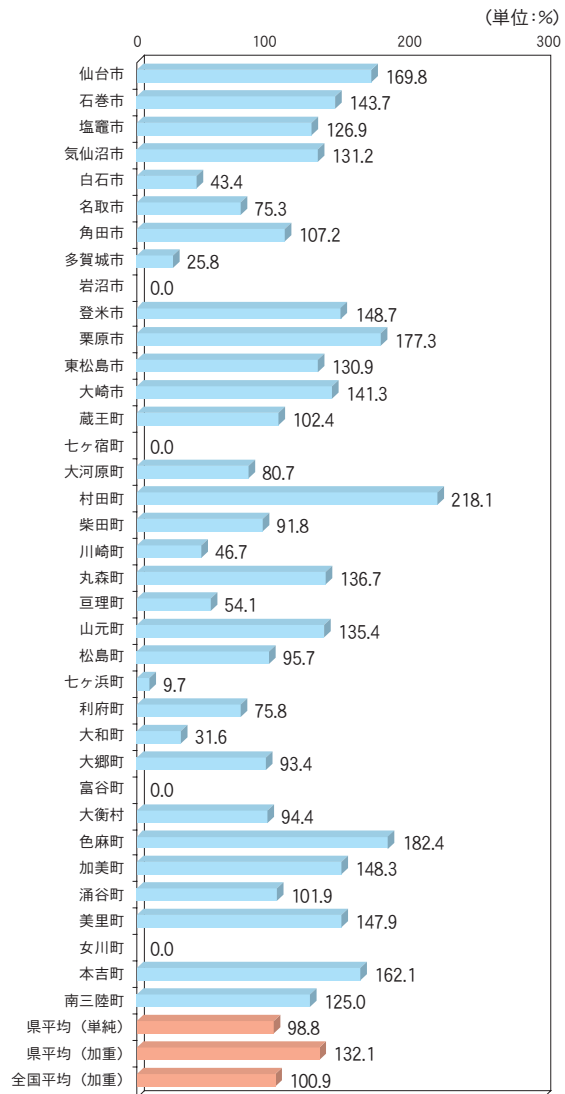
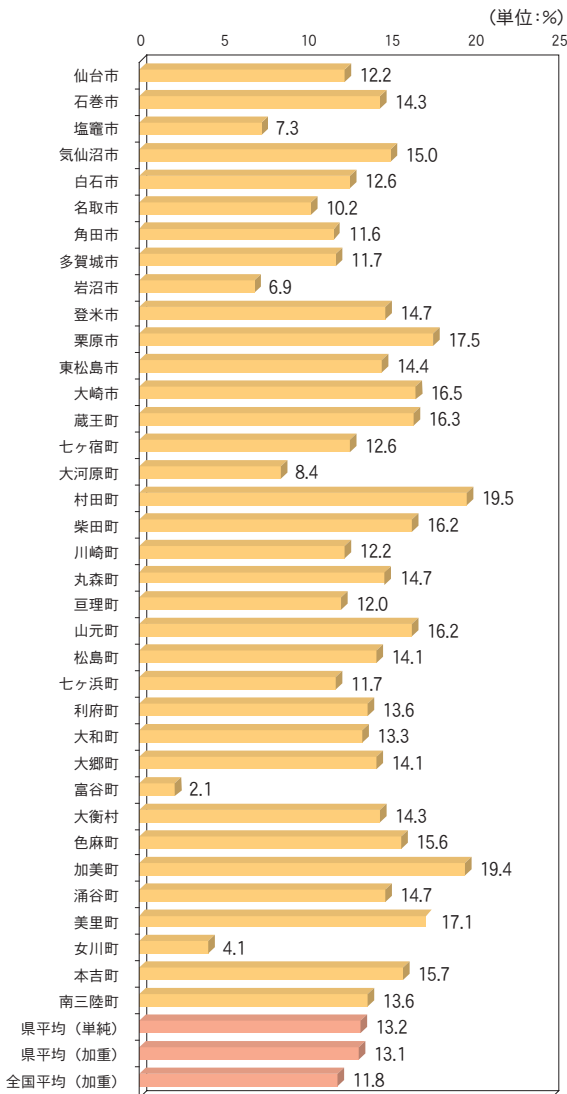
県内に赤字となる団体はありませんでした。

連結実質赤字比率（早期健全化基準 16.25～20%、財政再生基準 30%※3年間経過措置あり）

石巻市（0.01%）以外は、赤字となる団体はありませんでした。

実質公債費比率 （早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%）

将来負担比率 （早期健全化基準 指定都市 400%、その他 350%）



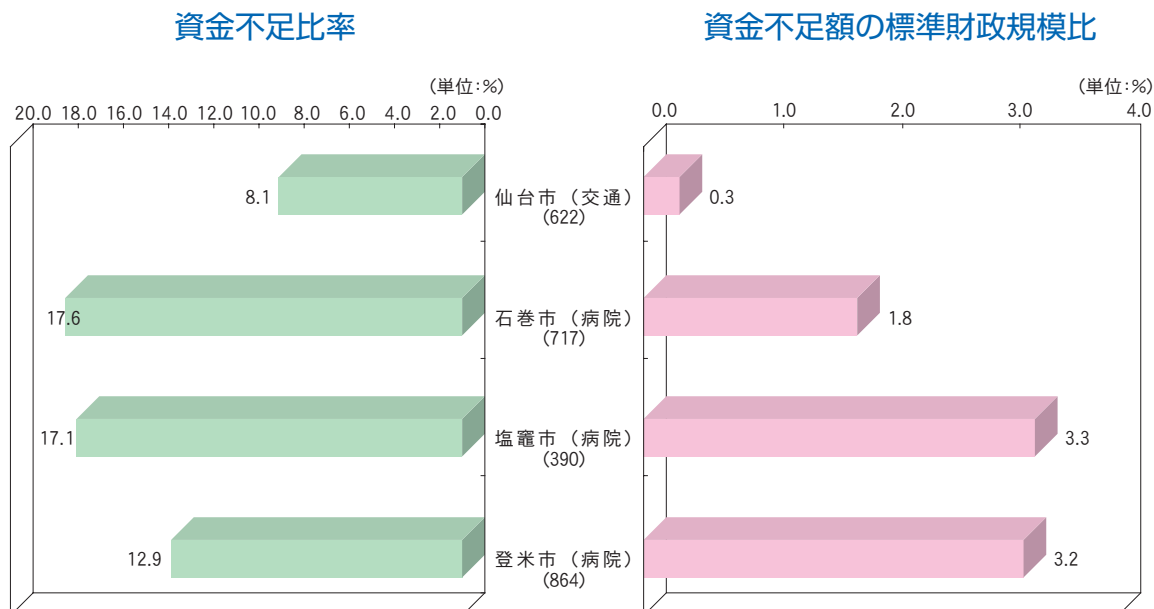
※単純平均の算出に当たり、将来負担額が0以下の団体は、将来負担比率を0として計算しています。

※合併（H21.9.1）後の気仙沼市の健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が赤字なし、実質公債費比率が15.2%、将来負担比率が136.8%となっています。

資金不足比率（経営健全化基準 20%）

36市町村、4一部事務組合及び1企業団の161会計のうち、資金不足額があったのは4事業でした。このうち3事業が病院事業であり、資金不足額の大きさでも上位を占めています。

資金不足額が生じた事業については、経営の健全化が必要です。



※団体名の下の数値は資金不足額（単位：百万円）

用語解説

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的として制定された法律です。

実質赤字比率 一般会計等の実質収支（P.3参照）の赤字額（実質赤字額）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

連結実質赤字比率 全会計の赤字額（「実質赤字額」と「資金不足額」の合計）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

実質公債費比率 「公営企業に対する一般会計繰出金」や「一部事務組合に対する負担金・補助金」などのうち公債費に充当されたもの等を含めた「実質的な公債費」に費やした一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に許可を要する団体の判定に用いるために平成17年度決算分から算定している地方財政法の実質公債費比率と同じです。

将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、「将来負担すべき実質的な負債」に充当すると見込まれる一般財源の額が、標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。この比率が高い場合、将来的に「実質的な公債費」が大きくなる可能性が高くなります。

早期健全化基準 地方公共団体の財政状況が悪化した場合に、自主的かつ計画的に財政健全化を図るべき基準として、健全化判断比率の4指標それぞれについて定められた数値です。

財政再生基準 財政状況の著しい悪化により自主的な財政健全化が困難な状況において、計画的に財政健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3指標それぞれについて定められた数値です。

資金不足比率 公営企業会計ごとの「資金不足額」が事業の規模に占める割合を表す比率です。「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では一年以内に支払うべきもの（流動負債）の額が、一年以内に換金できるもの（流動資産）の額を超える場合、その額（不良債務）を基本に算定します。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定します。

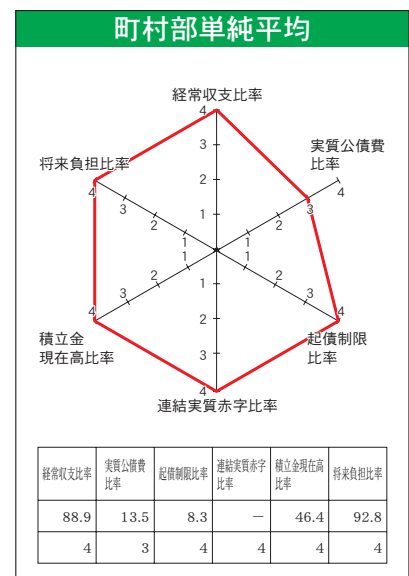
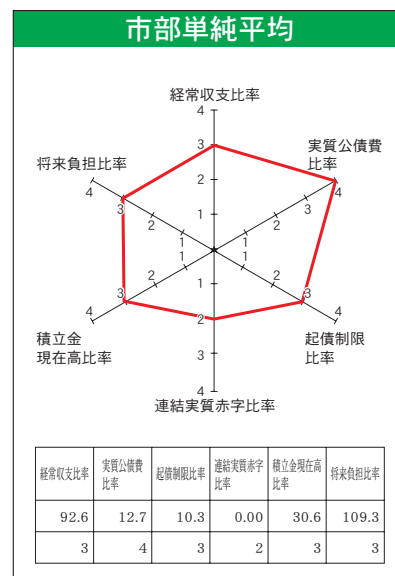
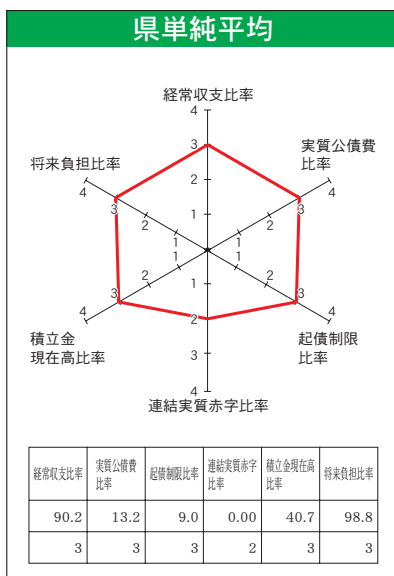
経営健全化基準 地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

第2部 市町村ごとの財政指標

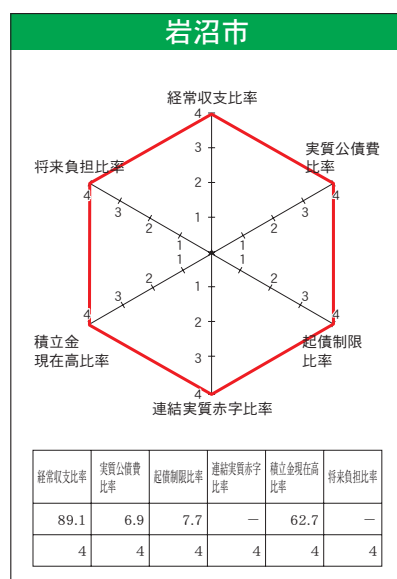
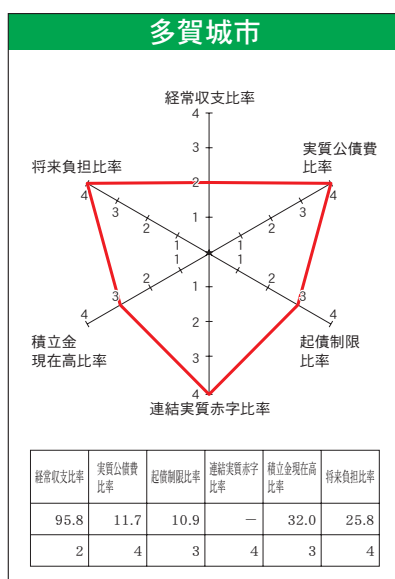
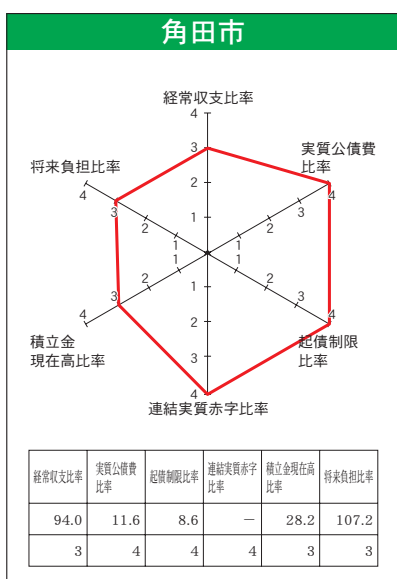
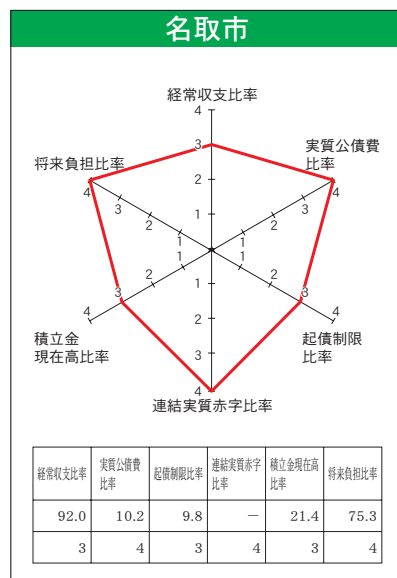
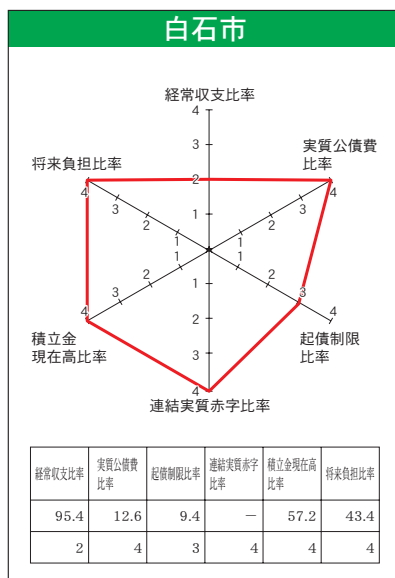
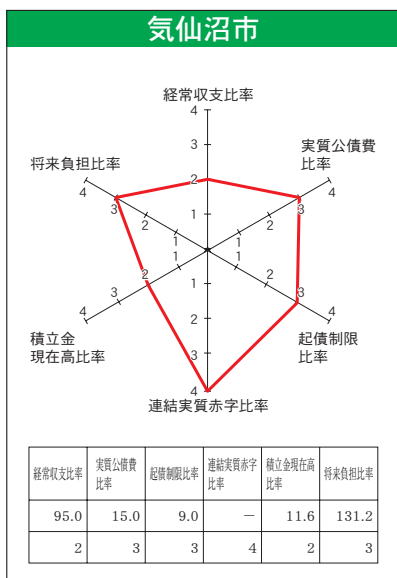
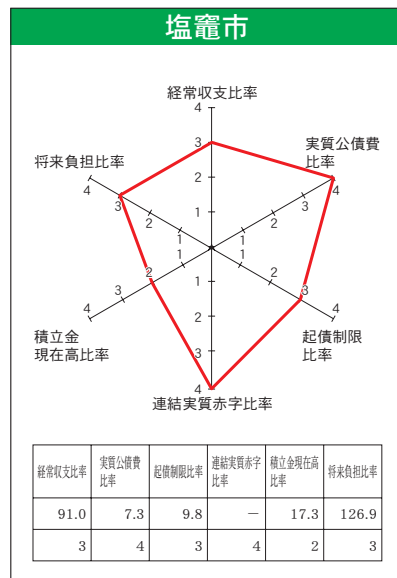
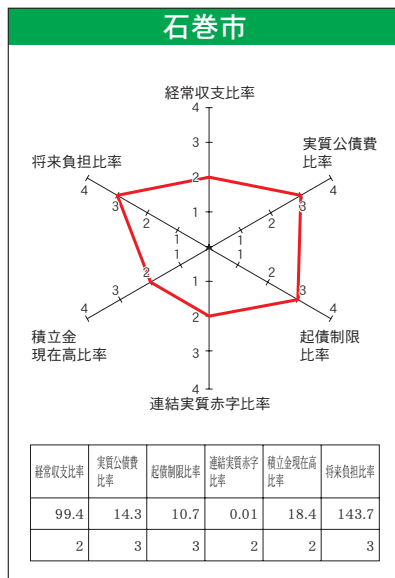
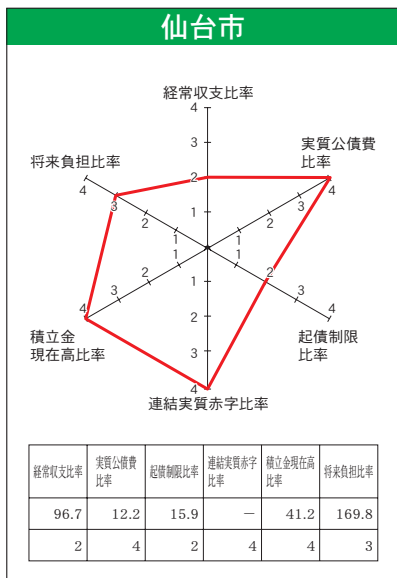
■市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

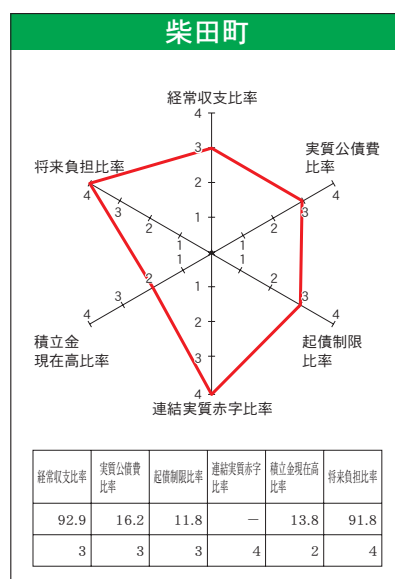
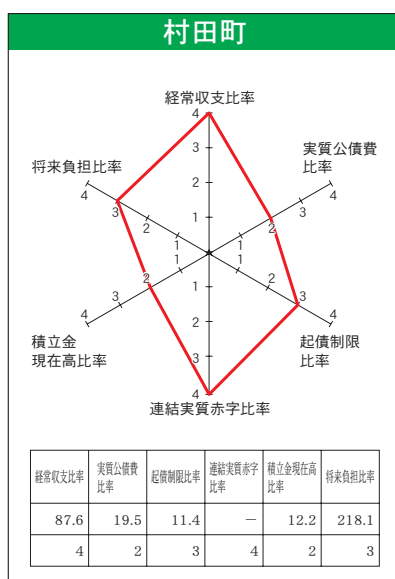
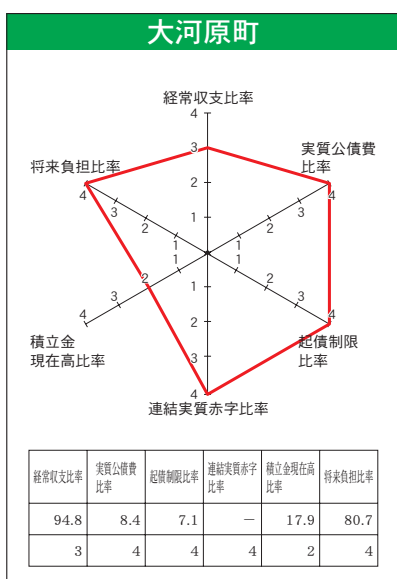
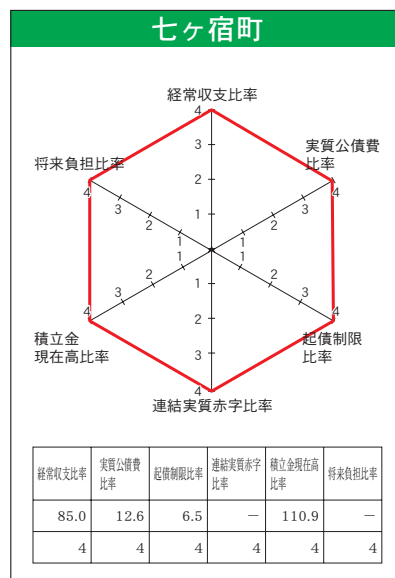
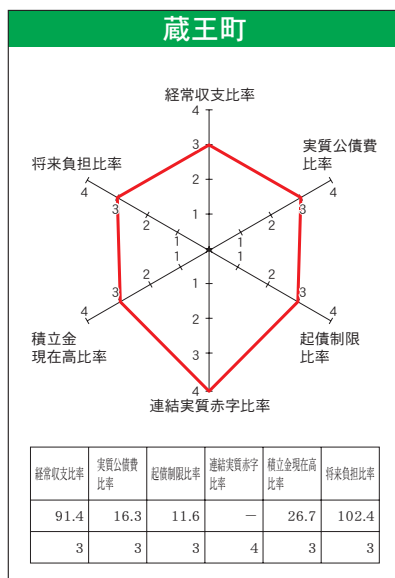
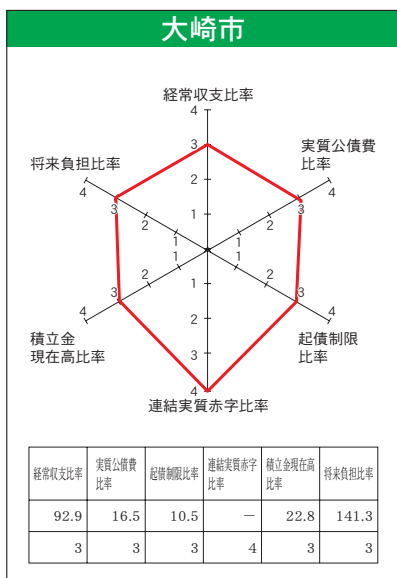
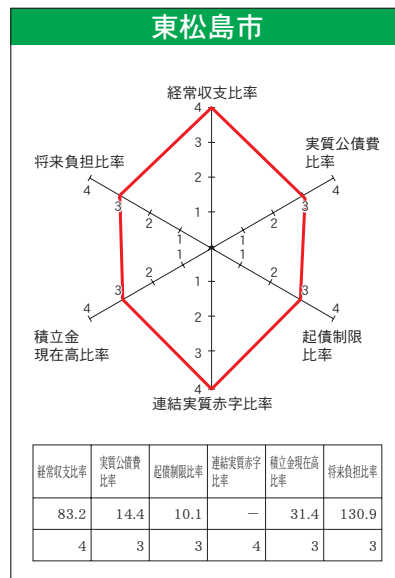
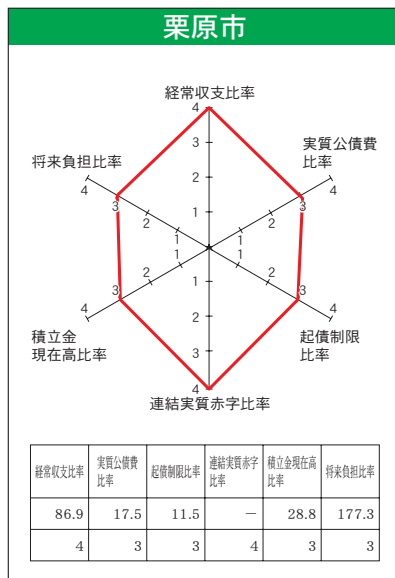
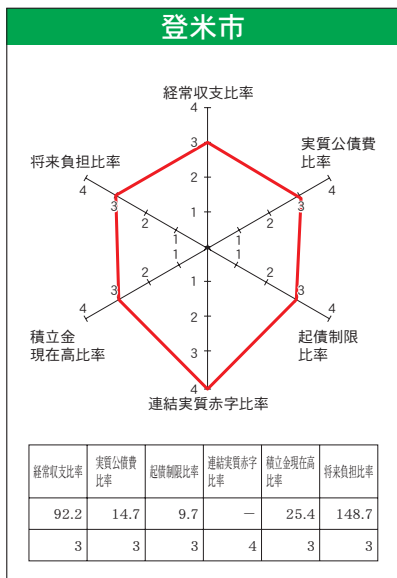
- (1) ここでは、市町村の財政状況を表す6種類の財政指標（①経常収支比率、②実質公債費比率、③起債制限比率、④連結実質赤字比率、⑤積立金現在高比率、⑥将来負担比率）及び財政指標を4段階に分類したレーダーチャートを示しています。
- (2) 財政指標を見る場合、①経常収支比率、②実質公債費比率、③起債制限比率、④連結実質赤字比率は市町村財政の現況を表すものとして、⑤積立金現在高比率は現時点及び将来にわたっての財源の蓄えを表すものとして、⑥将来負担比率は市町村財政の将来の姿を予測するものとして見てください。また、②実質公債費比率、④連結実質赤字比率、⑥将来負担比率は普通会計のみならず、公営企業会計等も含めた財政指標であり、市町村の財政状況を全体的に捉えています。
- (3) レーダーチャートは、線が外にあるほど財政状況が良いことを表しています。ただし、大きな六角形ができていても、財政上の問題が何もないということにはなりません。

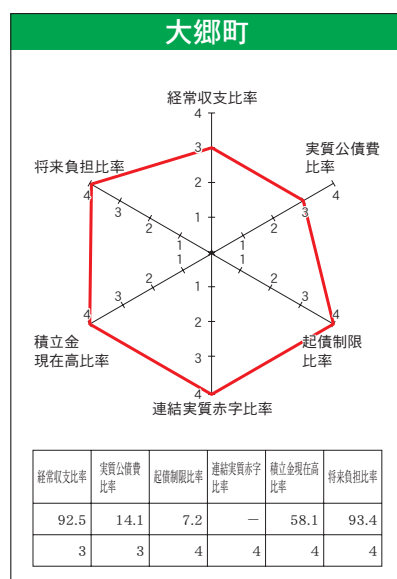
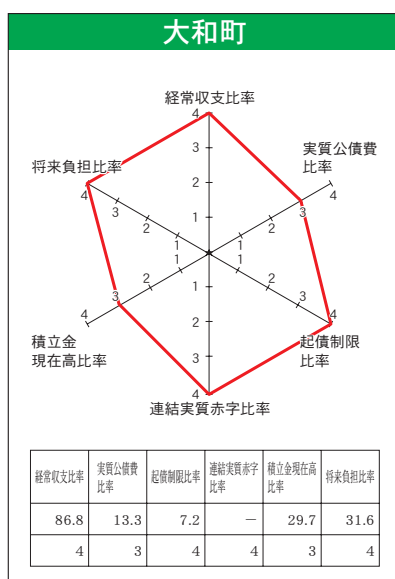
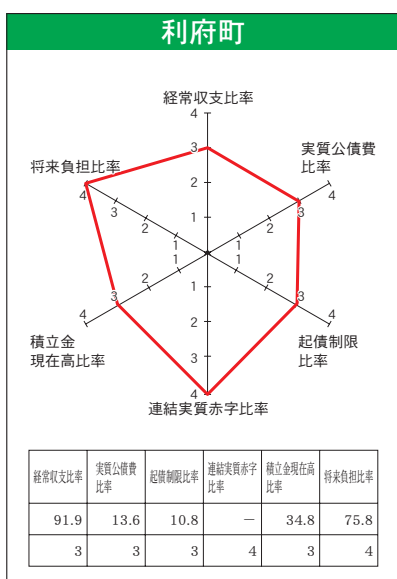
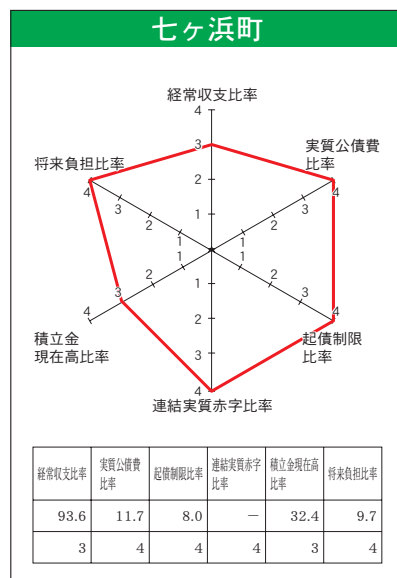
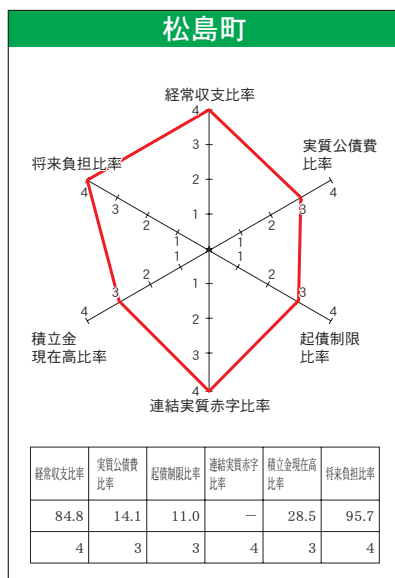
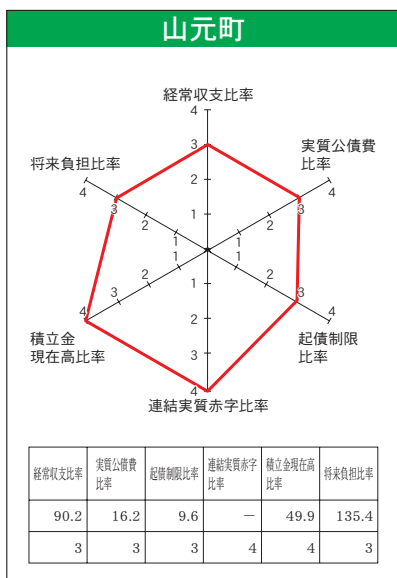
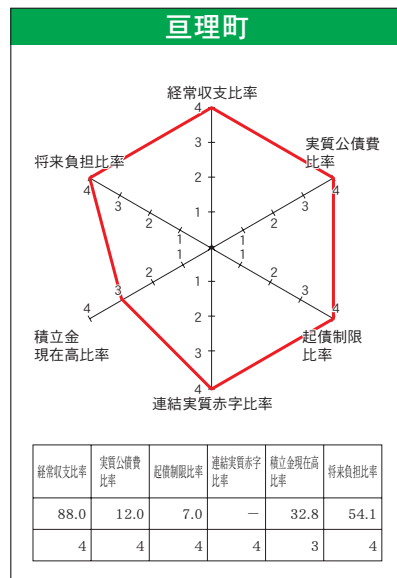
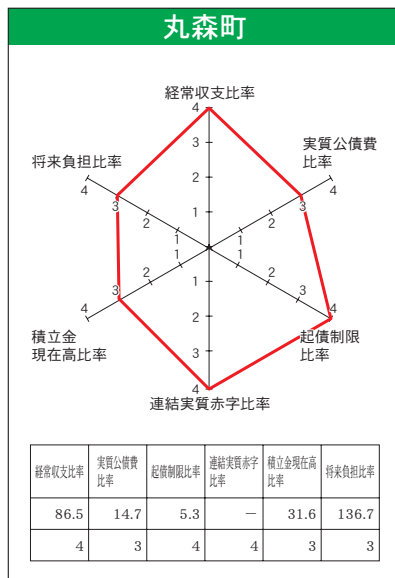
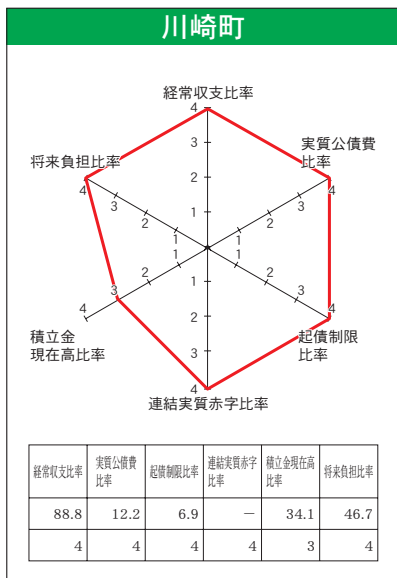
	4	3	2	1
経常収支比率	県単純平均 (90.2%) 未満	県単純平均以上95%未満	95%以上100%未満	100%以上
実質公債費比率	県単純平均 (13.2%) 未満	県単純平均以上18%未満	18%以上早期健全化 基準(25%) 未満	早期健全化基準以上
起債制限比率	県単純平均 (9.0%) 未満	県単純平均以上14%未満	14%以上17%未満	17%以上
連結実質赤字比率	赤字が発生していない	/		早期健全化基準(団体 によって異なる) 未満 の赤字が発生している
積立金現在高比率	県単純平均 (40.7%) より大きい	県単純平均以下 20.35%より大きい	20.35%以下 5%より大きい	5%以下
将来負担比率	県単純平均 (98.8%) 未満	県単純平均以上 300%未満	300%以上早期健全化 基準(350%) 未満	早期健全化基準以上

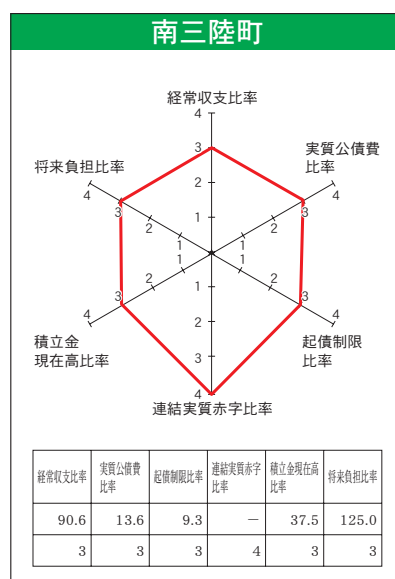
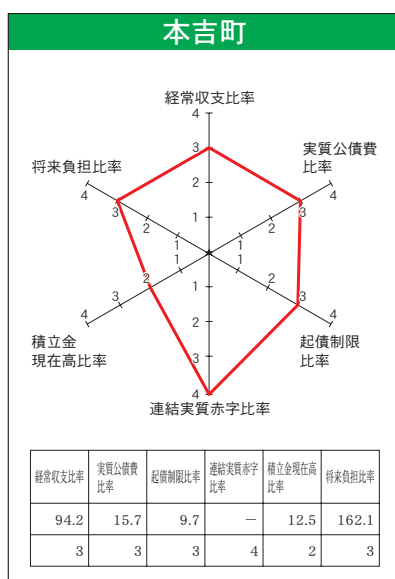
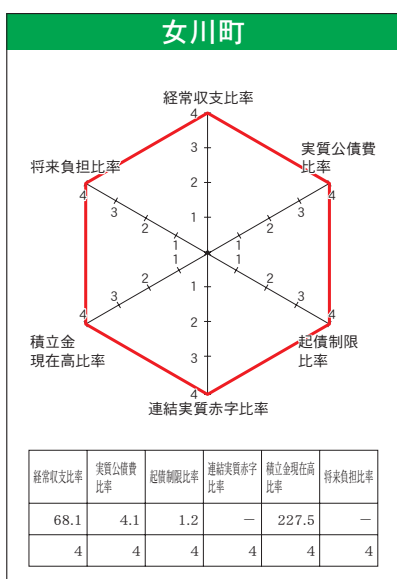
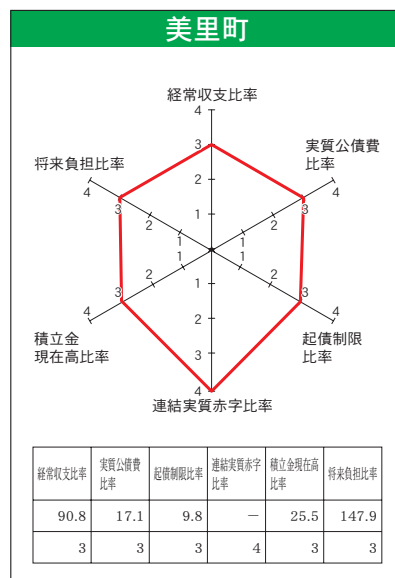
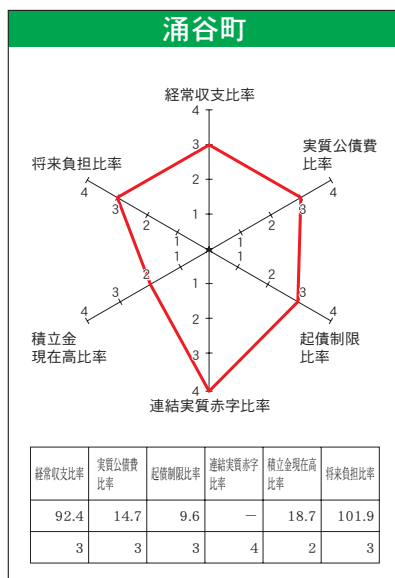
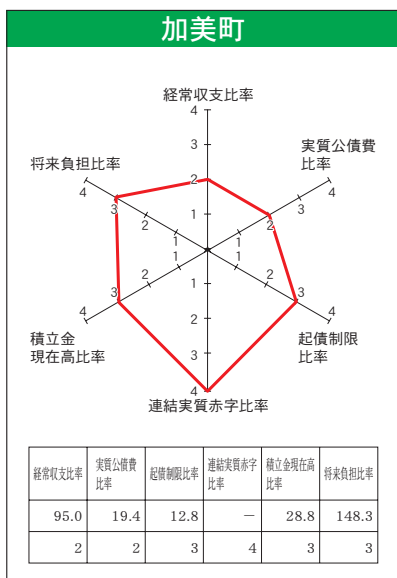
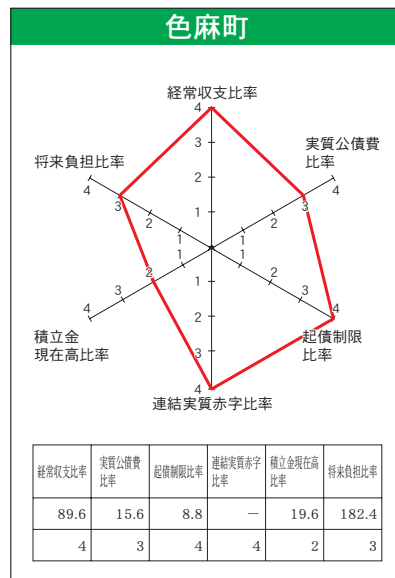
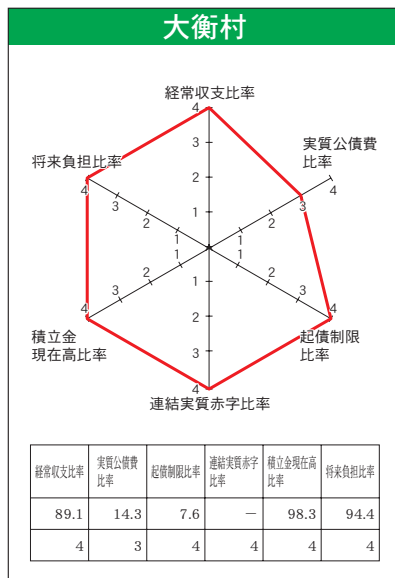
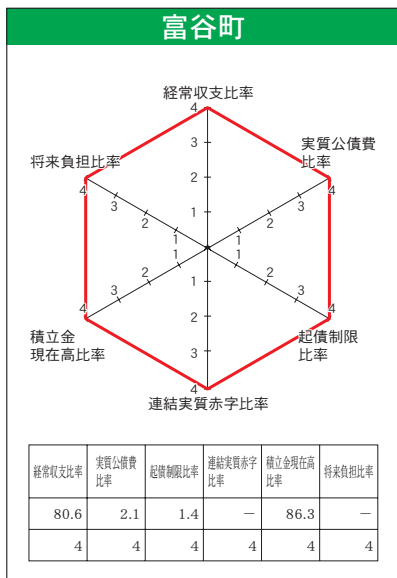


※連結実質赤字額及び将来負担額がない場合は「-」と表記している。







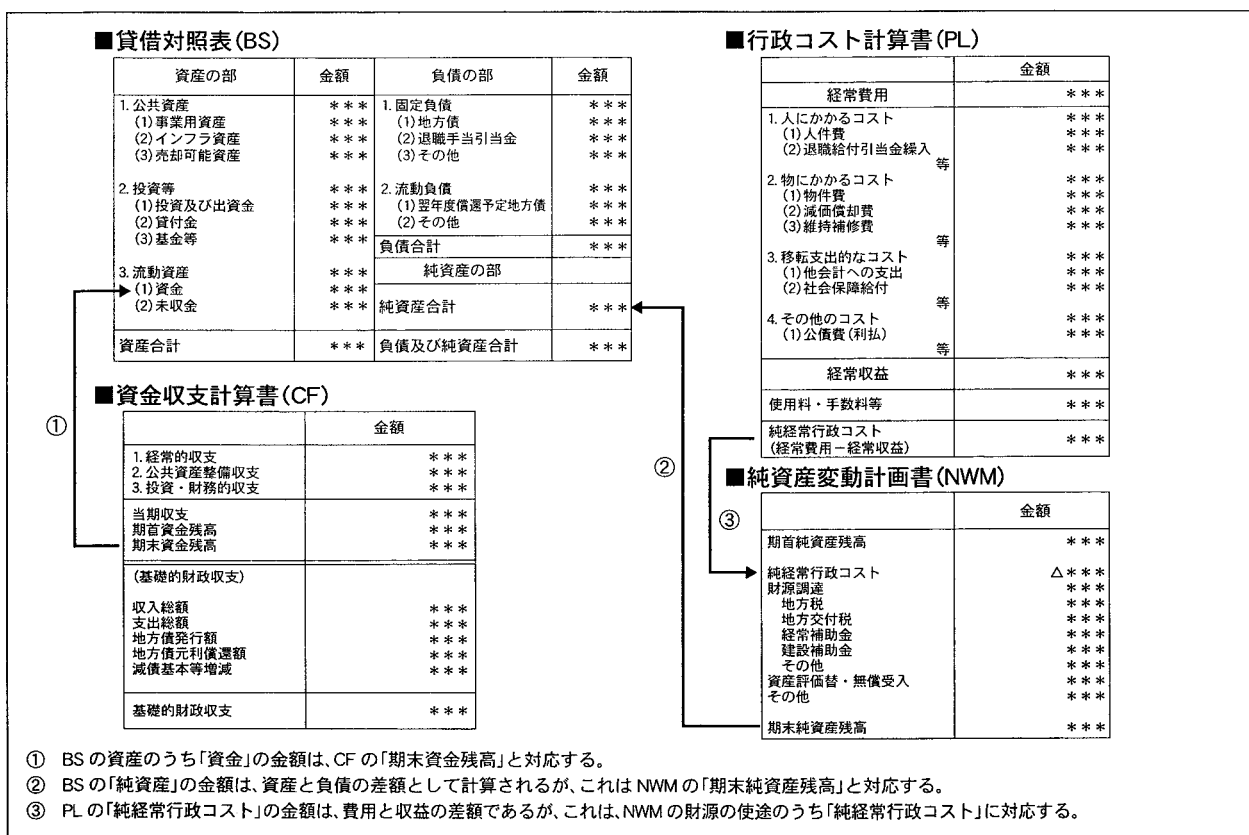


第3部 地方公会計制度

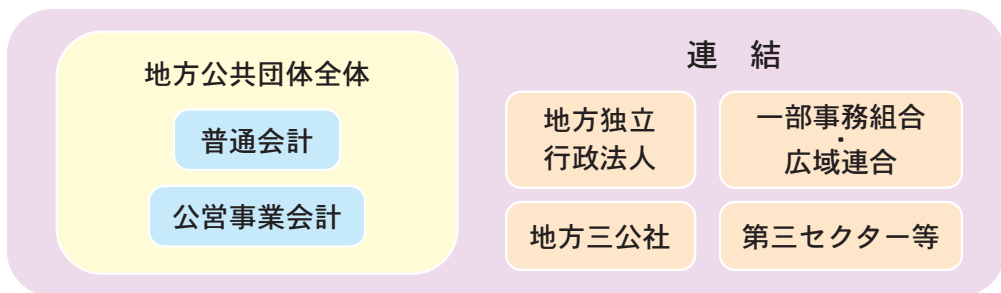
「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」により、平成21年度中に「資産・債務改革の方向性と具体的な方策を策定すること」が求められています。

資産・債務改革に当たっては、財務書類の作成及び活用を通して資産・債務改革に関する情報の公開と適正な管理を進めることが求められ、これに対応する形で、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書(以下「貸借対照表等」という。)の4表を標準形とした公会計の整備が要請されています。

また、平成21年4月から全面施行となった「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表が義務付けられた指標の説明及び財政健全化計画等の策定等においては、ストック情報を含む貸借対照表等の活用が期待されています。



一方、地方公共団体の行政サービスは多様な関係団体によって実施されていると同時に、その団体に対し出資等を行っていることから、その関係団体を含めて一つの行政サービス主体と考えることができます。関係団体が作成した貸借対照表等を地方公共団体が連結することで、より正確な財政情報が明らかになります。地方公共団体において想定される連結対象団体は、下記になります。



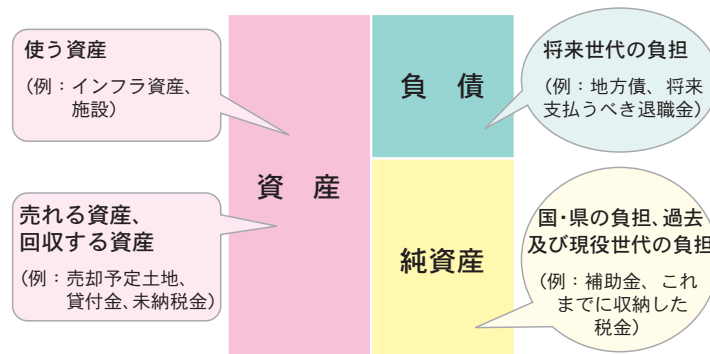
貸借対照表等の見方

(1) 貸借対照表

貸借対照表とは、自治体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）をどのような財源（負債及び純資産）で賄ってきたかを表示した一覧表になります。

負債とは、資産を形成するに当たり将来世代が負担する割合、純資産とは、過去及び現役世代が負担した割合になります。

資産は将来世代が活用する場合もあるので、負債が増えることが一概に悪いこととはいえませんが、極度に負債の割合が多い場合には、将来世代の負担が増えることを意味しますので、必要以上に借金に頼らないバランスの良い財政運営が求められます。



(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、1年間の行政活動のうち福祉活動やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費とその行政サービスの直接の対価として得られた財源（税収は除かれます。）を示す財務書類になります。

資産形成に結び付かない行政サービスを提供する上で、手数料、受益者負担金等を除いた、地方税や地方交付税等で賄わなければならない額を読み取ることができます。

(3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部に計上されている各数値が1年間でどのように変動したかを表している計算書です。純資産は、過去及び現役世代が負担してきた割合を表していますので、1年間で過去及び現役世代が負担した割合の増減を読み取ることができます。

(4) 資金収支計算書

資金収支計算書とは、資金の出入りの情報を性質の異なる3つの区分（活動）に分けて表した計算書です。地方公共団体のどのような活動に資金が必要とされ、それをどのように賄ったのかが分かるとともに、資金をどのような性質の活動で獲得し、又は使用しているのかを読み取ることができます。

貸借対照表等を作成することで、資産・負債に関するストック情報や正確なコスト情報等、今まで把握できなかった数値を把握することが可能になります。そのような数値を積極的にそして分かりやすく公表することで、「地域のことは地域に住む住民が決める」という地方分権を進めていくために必要となる情報を住民及びその代表である議会に示すことができます。そして、住民及び議会が行政とともに、地方公共団体の財政規律に責任を持つと同時に、自由で責任あるまちづくりを担うことが期待されます。

健全化判断比率等について

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
○連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30% (3年間の経過措置有)
○実質公債費比率	25%	35%
○将来負担比率	350% (指定都市400%)	—
○資金不足比率(公営企業)	20% (経営健全化基準)	—

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(趣旨) 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額(イ+ロ) - (ハ+ニ)}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(趣旨) 全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100 \text{の3ヶ年平均}$$

(趣旨) 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

(趣旨) 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- ① 一般会計等の地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{公営企業の事業規模}} \times 100$$

(趣旨) 公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

○資金不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

○事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる営業収益等に相当する額



環境に優しい大豆油インキを使用しています。

この冊子は1,100部作成し、一部当たりの印刷単価は221円です。

編集・発行 宮城県総務部市町村課
電話:022-211-2337
<http://www.pref.miyagi.jp/sichouson/>